第3期

伊万里市
子ども・子育て支援事業計画

（令和7～11年度）

令和7年3月
伊万里市

はじめに

近年、全国的に出生数は減少を続けており、伊万里市においても、少子化が急激に進行している状況のなかで、核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭を取り巻く環境は大きく変化し、育児に対する不安や孤立感、貧困や児童虐待など、子育て家庭が抱える問題は複雑・深刻化し、子育てに対するニーズはさらに多様化しています。

伊万里市では、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度までを第2期とした「伊万里市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

この度、第2期計画の期間が終了することから、新たに令和7年度から令和11年度までを事業期間とし、“すべての人が相互に協力し合い子どもを育てるまち　いまり”を基本理念とする「第3期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが希望を持って未来を描ける環境づくりを進めるため、今後も更なる子育て支援施策の充実を図ってまいります。

また、家庭・地域・事業者・行政が一体となって、子どもの健やかな成長を支えていくことが重要であるため、施策の推進にあたっては、保護者や地域など、子どもに関わるすべての皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「伊万里市子ども・子育て会議」の委員の皆さま、「アンケート調査」など、子育て支援に関して貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

伊万里市長　深浦　弘信

目　次

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景及び趣旨 …… 1
２　計画の位置づけ …… 3
３　計画の期間 …… 4
４　計画の策定体制 …… 4

第2章　子どもと子育て家庭を取り巻く現状

１　人口等の動向 …… 7
２　世帯数の推移 …… 12
３　就労環境 …… 14
４　アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ等 …… 17

第3章　計画の基本的な考え方

１　基本理念 …… 27
２　基本方針 …… 27
３　基本目標と施策体系 …… 28

第4章　次世代育成支援施策の展開

１　未来を担う子どもたちを健やかに育む環境づくり …… 29
（１）子どもの権利を守る取り組み …… 29
（２）子どもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援 …… 31
（３）学校における教育環境の整備 …… 33
（４）体験活動の機会の創出 …… 35
（５）特別な支援を要する子どもへの支援 …… 37
（６）貧困の状況にある子ども等への支援 …… 39

２　すべての子育て家庭を支える体制の充実 …… 41
（１）健康で安全な妊娠と出産のための支援 …… 41
（２）子育てに関する情報提供と相談体制の充実 …… 43
（３）保育・子育て支援サービスの充実 …… 45
（４）男女がともに子育てできる環境整備 …… 46
（５）ひとり親家庭等への支援 …… 47

３　社会全体で子どもと子育てを支援する地域づくり …… 48
（１）子育てを支える地域社会の形成 …… 48
（２）子どもの多様な居場所づくり …… 49
（３）子どもや子ども連れにやさしい生活環境の整備 …… 50
（４）子どもの安全の確保 …… 51

第5章　子ども・子育て支援事業の推進
1　教育・保育提供区域の設定 …… 53
2　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 …… 53
3　教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保 …… 57
4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 …… 59

第6章　計画実現のために
1　計画の推進体制 …… 77
2　計画の進捗管理 …… 77

資料編
1　伊万里市子ども・子育て会議条例 …… 79
2　計画策定の経緯 …… 81
3　伊万里市子ども・子育て会議委員名簿 …… 83
4　伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿 …… 84
5　伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
　ワーキンググループ員名簿 …… 84

第 1 章

計画の策定にあたって

１　計画策定の背景及び趣旨

近年、全国的な少子高齢化の急速な進行に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。本市においては、令和2年3月、それまでの第1期計画を見直し、「第2期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」という。）を策定するとともに、令和4年3月には、その計画に追加する形で、「伊万里市子どもの貧困対策計画」を策定し、より総合的に子ども・子育て支援施策を推進してきました。

しかし、前計画策定後も全国的な少子化はさらに進行し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与えるおそれのある課題のほか、子どもの貧困をはじめ、虐待、いじめや体罰、不登校などの問題が深刻化しています。国では、このような子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、こども基本法を令和5年4月に施行し、子ども政策を強力かつ一元的に推進するための行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、 等しくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく を戦略の基本理念とし、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざすこととしています。

そこで、本市においても、前計画が令和6年度で期間満了となることを契機に、こども基本法やこども大綱を踏まえ、これまでの子ども・子育て支援施策や子どもの貧困対策を包含した「第3期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

■令和元年度以降の子ども・子育てに関する主な法律・計画等

年度	法律・計画等	内　　容
令和元	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	市町村に子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化。
	児童福祉法及び児童虐待防止法改正	親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による医学・心理学的知見に基づく指導の努力義務などを規定。
	幼児教育・保育の無償化	10月から開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について０～２歳の住民税非課税世帯、３～５歳の全世帯を対象に実施。
	子供の貧困対策に関する大綱	すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざし、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮、地方公共団体による取り組みの充実などを基本的な方針として、39 の指標の改善に向け取り組む。
令和２	新子育て安心プラン	第２期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿（令和６年度末までに約14万人分）を整備。 できるだけ早く待機児童の解消をめざすとともに、女性（25～44歳)の就業率の上昇に対応。
令和３	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置。
令和４	こども家庭庁設置法	子どもが心身ともに健康かつ幸せに成長できるようサポートをするための行政機関として「こども家庭庁」設置（令和５年４月１日）。
	こども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策を総合的に推進することを目的とする。
	児童福祉法等の一部改正	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。 すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置を努力義務化。 妊産婦・子育て世帯・子どもが気軽に相談できる身近な相談機関として「地域子育て相談機関」を整備し、利用者支援事業の実施機関として位置づけ。 新規事業を含めた一部事業を「家庭支援事業」として整理し、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ。
令和5	こども大綱	従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こどもまんなか社会」の実現をめざす。
	こども未来戦略	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを授かり、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざし、若い世代の所得向上、社会全体の構造・意識の変更、子ども・子育て世帯の切れ目ない支援を行う。 今後３年間の集中的な取り組みとして、「こども・子育て支援加速化プラン」を実施。
	こどもの居場所づくりに関する指針	子どもや若者の声を聴き、子どもや若者の視点に立った居場所づくりを推進する。
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）	すべての子どもの誕生前から幼児期までの約100か月にわたる育ちに焦点を当て、生涯にわたるウェルビーイングの向上をめざすビジョン。
	放課後児童対策パッケージ	放課後児童クラブの待機児童の解消をめざした新・放課後子ども総合プランの目標達成は困難な状況にあるが、早期の152万人分の受け皿整備の達成に向けて、令和5～６年度に取り組む内容を明示。

年度	法律・計画等	内　　容
令和６	子ども・子育て支援法等の一部改正	こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。
	こどもまんなか実行計画2024	こども大綱に示された６つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した初めてのアクションプラン。 子どもや若者の権利の保障に関する取り組みや、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にある子どもや若者・家族への支援に係る施策など、387の項目（含再掲）を提示。
	子ども・若者育成支援推進法改正	ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国・自治体などが支援に努めるべき対象に追加。 子ども・若者の年齢を定義しないことで18歳以上にも切れ目のない支援が継続できるように配慮。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更。 子どもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記。 ひとり親世帯の養育費受領率の向上を、貧困対策の指標の一つとして設定。

２　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」、さらには、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定した計画です。

また、令和5年度以降、それまでの母子保健の国民運動から成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけられた「健やか親子21（第3次）」の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、本計画は、「伊万里市総合計画」の個別計画として位置づけ、福祉分野の上位計画である「伊万里市地域福祉計画」をはじめ、「伊万里市障がい者計画」「伊万里市男女協働参画基本計画」等の各分野別計画とも整合性を図りました。

３　計画の期間

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。

■計画の期間　（年度）

令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
第２期伊万里市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）					**第３期伊万里市子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）**				

４　計画の策定体制

（１）伊万里市子ども・子育て会議における審議

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策の推進に係る検討を行うために、「伊万里市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

（２）伊万里市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育てに関する実態や意識、ニーズなどを把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「伊万里市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

●伊万里市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施概要

調査対象	①　伊万里市在住の就学前児童の保護者の中から無作為抽出した1,000人 ②　伊万里市在住の小学生の保護者の中から無作為抽出した1,000人
調査方法	●郵送配布・郵送回収
調査期間	●令和6年2月26日（月）～令和6年3月15日（金）
回 収 数	①　414件（回収率41.4%） ②　418件（回収率41.8%）

（３）伊万里市子どもの生活状況調査の実施

子どもの将来が、家庭の経済的理由などによる生まれ育った環境に左右されることがないよう、また貧困が世代を越えて連鎖することがないよう必要な環境整備を図るための基礎資料を得ることを目的に、「伊万里市子どもの生活状況調査」を実施しました。

●伊万里市子どもの生活状況調査の実施概要

調査対象	保護者	①　伊万里市在住の小学5年生・義務教育学校5年生と中学2年生・義務教育学校8年生の子どもの保護者全員（1,005人）
	子ども	①　伊万里市在住の小学5年生・義務教育学校5年生全員（497人） ②　伊万里市在住の中学2年生・義務教育学校8年生全員（508人）
調査方法	共通	●学校を通じて配布・回収
調査期間	共通	●令和6年2月26日（月）～令和6年3月15日（金）
回　収　数	保護者	①　707件（回収率70.3%）
	子ども	①　379件（回収率76.3%） ②　356件（回収率70.1%）

（４）パブリックコメントの実施

令和7年1月27日から令和7年2月20日まで計画案を公表し、それに対する市民から意見を求めるパブリックコメントを行いました。

第2章

子どもと子育て家庭を取り巻く現状

１　人口等の動向

（１）人口の推移

①人口構造

本市の令和6年4月1日現在の総人口は、男性25，351人、女性26，588人の計51，939人です。人口ピラミッドを見ると、70代前半の人口が最も多く、20代と5歳未満の人口が少なくなっており、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

■人口ピラミッド（令和６年４月１日現在）

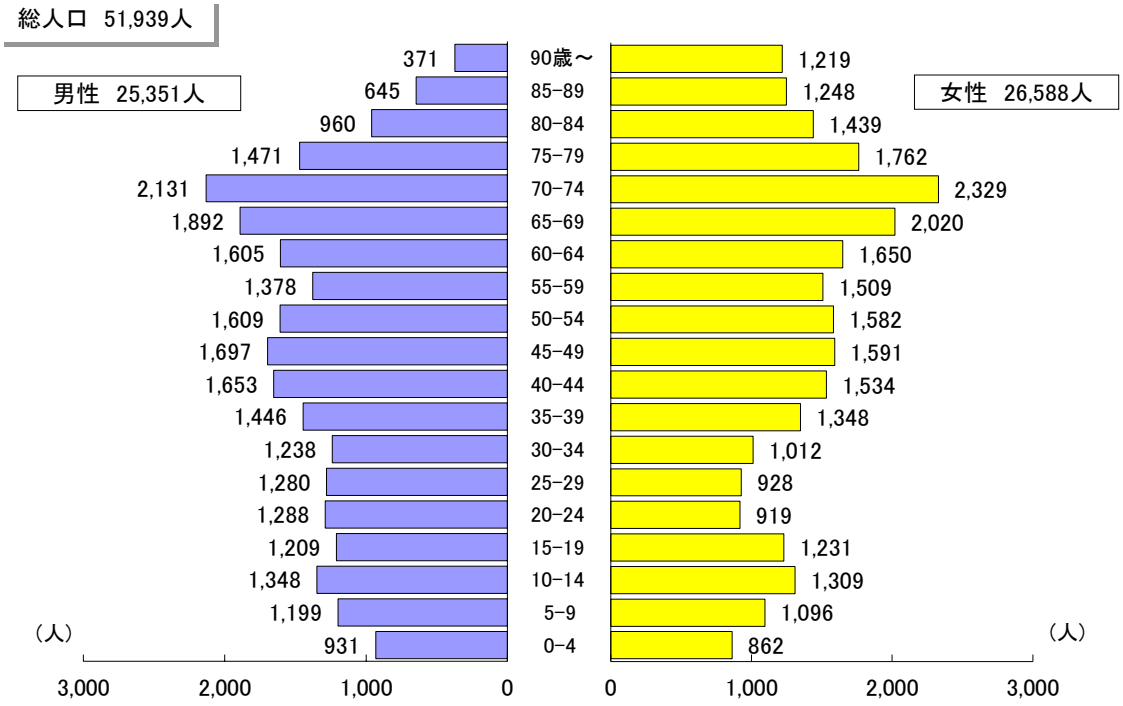

資料：住民基本台帳

②年齢３区分別人口及び年少人口割合等の推移

令和2年以降の人口の推移を見ると、総人口は一貫して減少傾向にあります。

年齢3区分別に見ると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少を続けているのに対し、老年人口（65歳以上）は横ばい傾向にあることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展に伴い、総人口に占める年少人口割合は低下、高齢化率は上昇を続けています。

■年齢３区分別人口及び年少人口割合等の推移

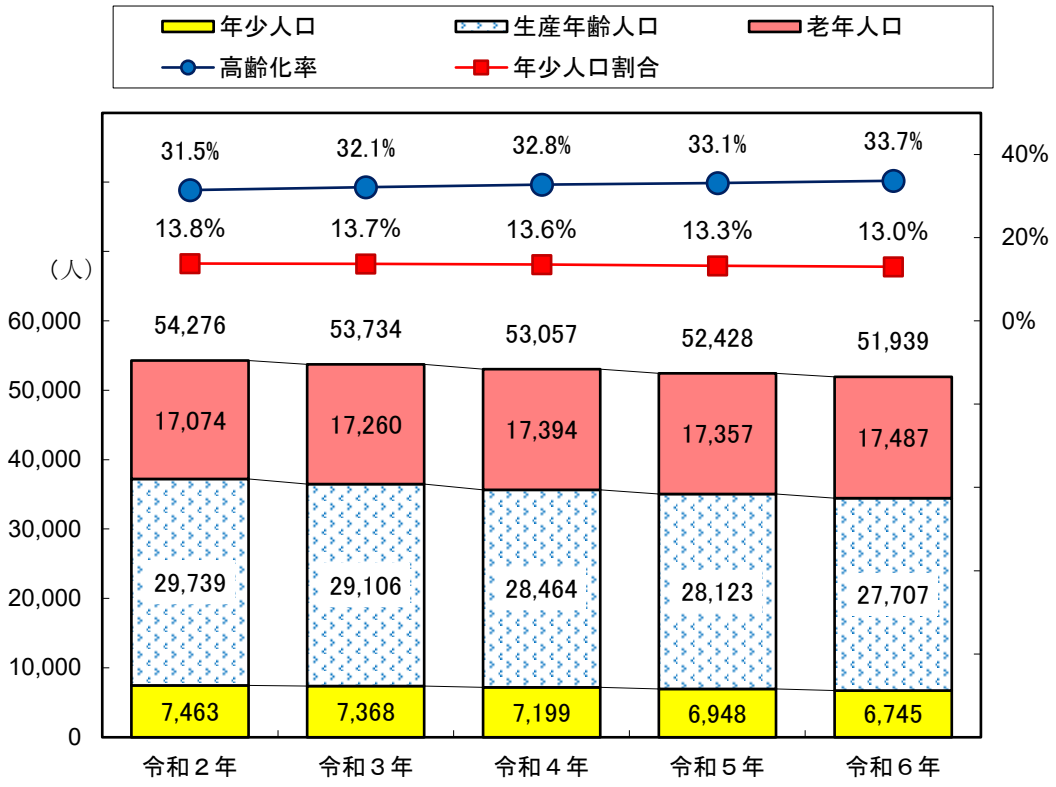

資料：住民基本台帳（各年４月1日現在）

③自然動態ー出生数と死亡数の推移ー

平成30年以降の出生数、死亡数の推移は以下のとおりで、毎年、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。令和4年は、出生数370人に対し死亡数757人で、387人の自然減となっています。

■出生数と死亡数の推移

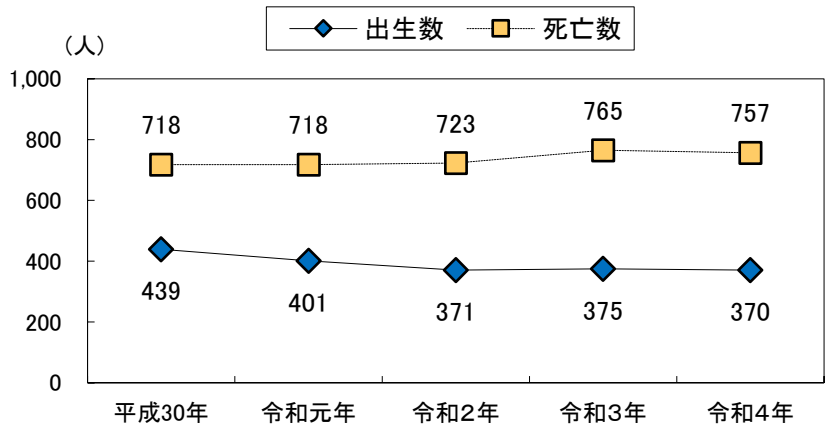

資料：住民基本台帳

④合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に出産する子どもの人数で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した人口統計の指標です。

本市の合計特殊出生率は、平成25～29年の1．95まで上昇が見られたものの、平成30～令和4年には再び1．77まで低下しています。一貫して、国・県の数値を上回っていますが、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である2．07を大きく下回って推移しています。

■合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移（国・県との比較）

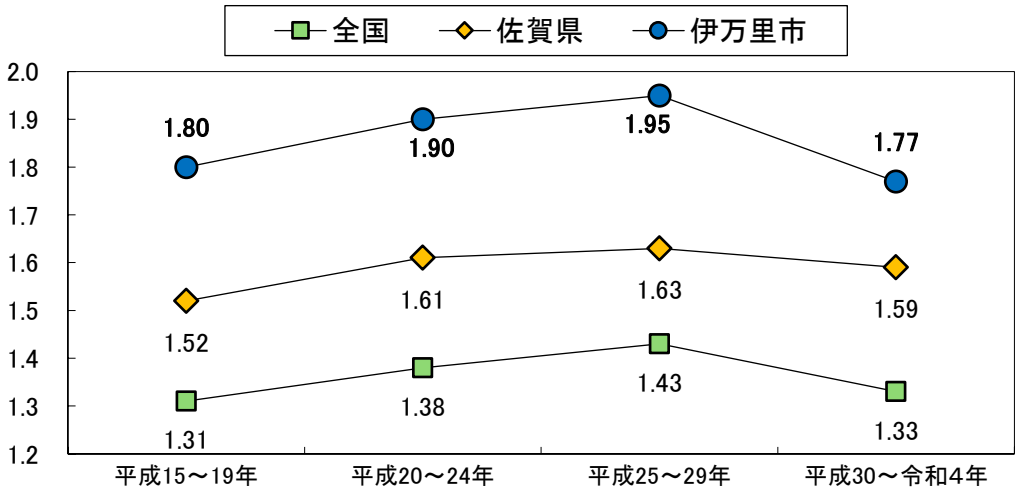

資料：人口動態保健所・市区町村別統計の概況（人口動態統計特殊報告）

⑤本計画期間中における 11 歳以下の児童人口の推計

令和2～6年の住民基本台帳の男女別各歳人口データに基づき、コーホート変化率法によって本市の人口推計を行いました。

そのうちの11歳以下の児童人口の推計結果は以下のとおりで、令和6年実績で5，124人であったのが、5年後の令和11年には4，235人となる見込みで、889人（17．3％）の減少となっています。

■11 歳以下の児童の各歳別人口推計結果

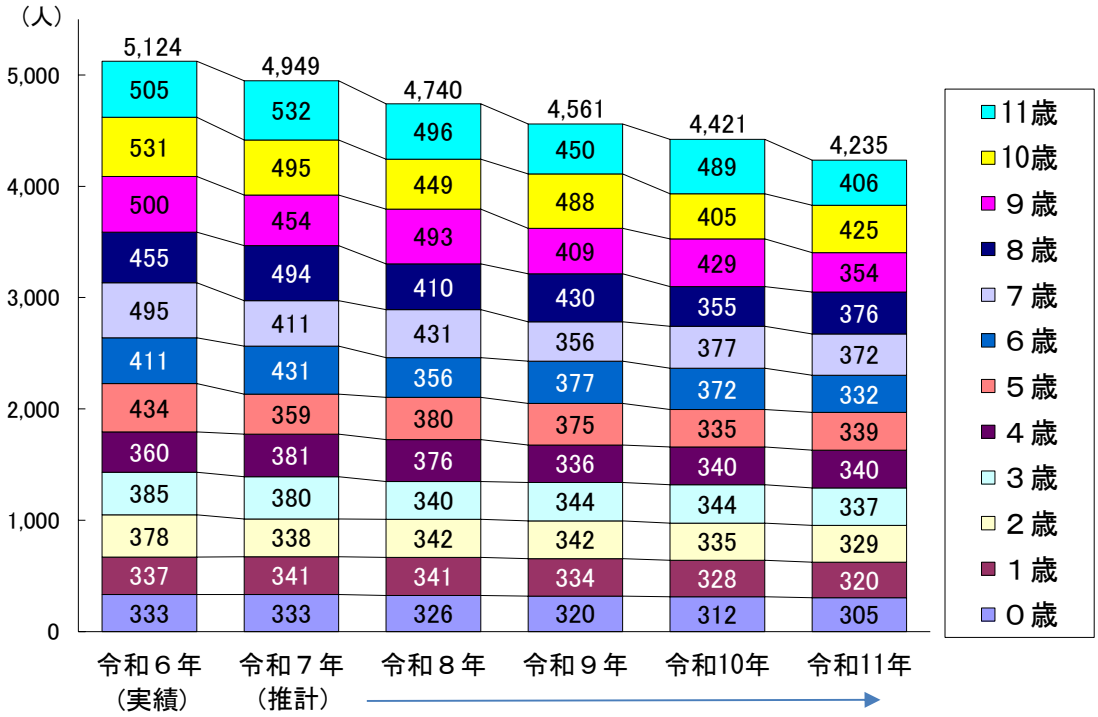

（２）未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、いずれの区分においても未婚率が上昇しており、依然として、晩婚化・非婚化の傾向が続いていることがうかがえます。

■未婚率の推移

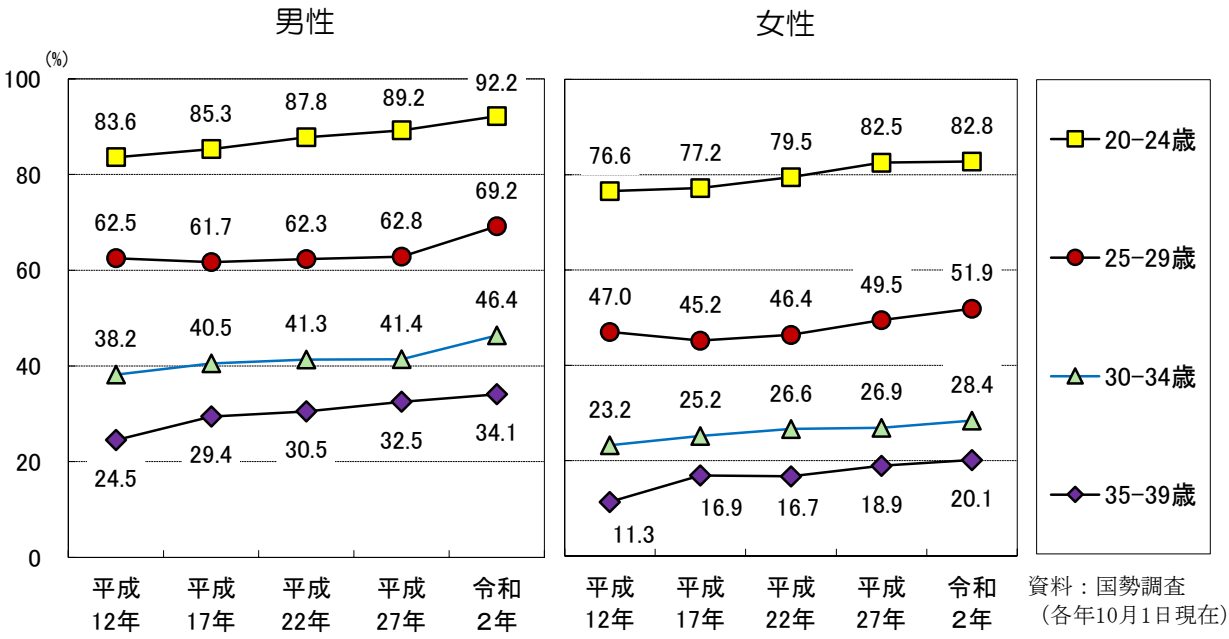

資料：国勢調査
（各年10月1日現在）

２　世帯数の推移

平成12年から令和2年までの20年間の一般世帯数（総世帯数から施設等の世帯数を除いたもの）の推移は下図のとおりで、一貫して増加傾向が続いています。

単独世帯や核家族世帯の増加は続いていますが、三世代家族等その他の世帯は減少が続いています。

また、単独世帯の増加、三世代家族等その他の世帯の減少により、1世帯あたりの人員数も減少が続いており、令和2年は2．55人となっています。

なお、平成17年まで増加傾向にあった母子世帯数は、その後やや減少に転じており、父子世帯数はほぼ横ばい傾向にあります（次ページ、母子・父子世帯数の推移参照）。

■一般世帯数の推移

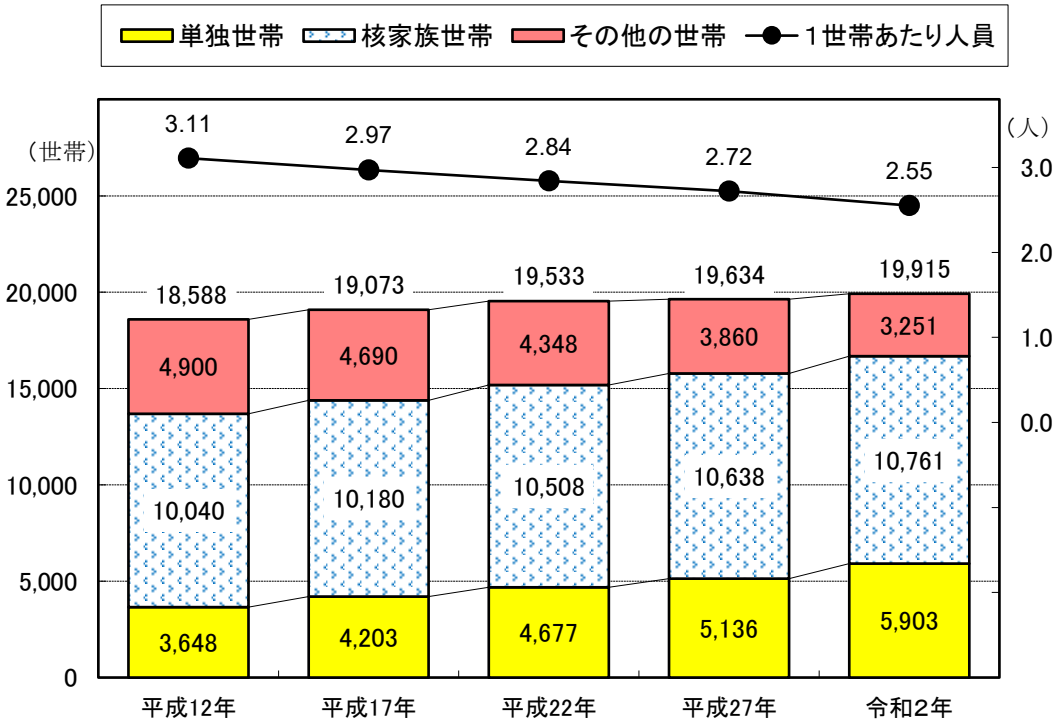

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■母子・父子世帯数の推移

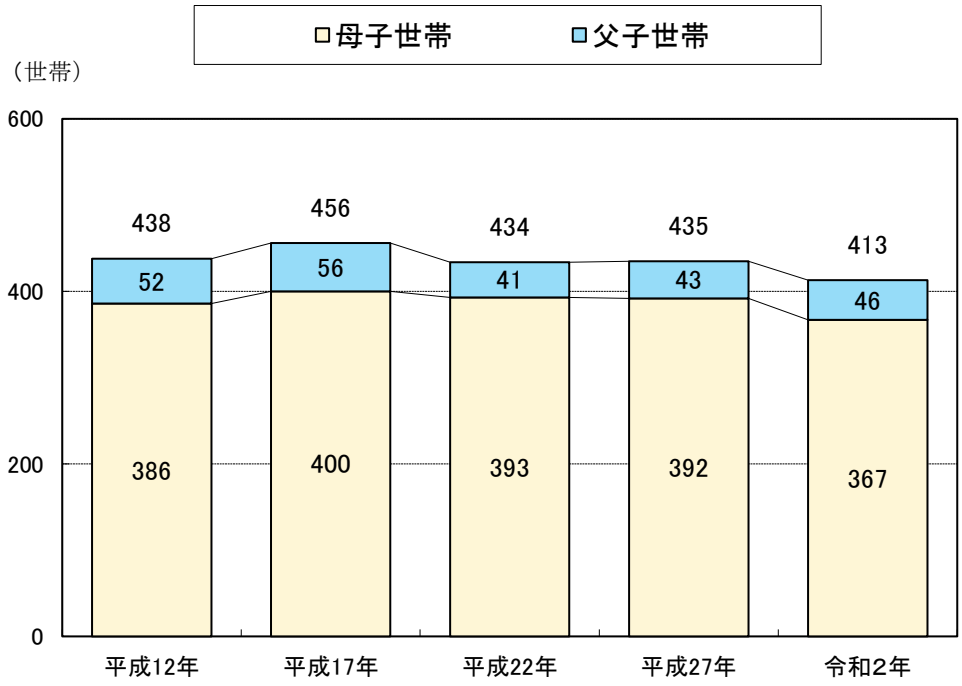

（各年10月1日現在）　　資料：国勢調査

３　就労環境

（１）女性の年齢階層別就労状況

我が国の女性の労働力率※を下図のとおり年齢階層別にグラフ化すると、平成27年の本市や令和2年の県のグラフに見られるようないわゆる「M字カーブ」を描くのが一般的です。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。

本市においても、平成27年ではM字カーブが見られますが、令和2年においては全年齢階層において労働力率が上昇し、M字カーブもほぼ解消されつつあります。

働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる状況はそれ自体望ましいことですが、一方で、子育てに伴う経済的な負担の大きさが働かざるを得ない状況を生み出し、それが高い労働力率につながっている可能性も考えられます。

※労働力率：人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

■女性の年齢階層別労働力率の推移と県との比較

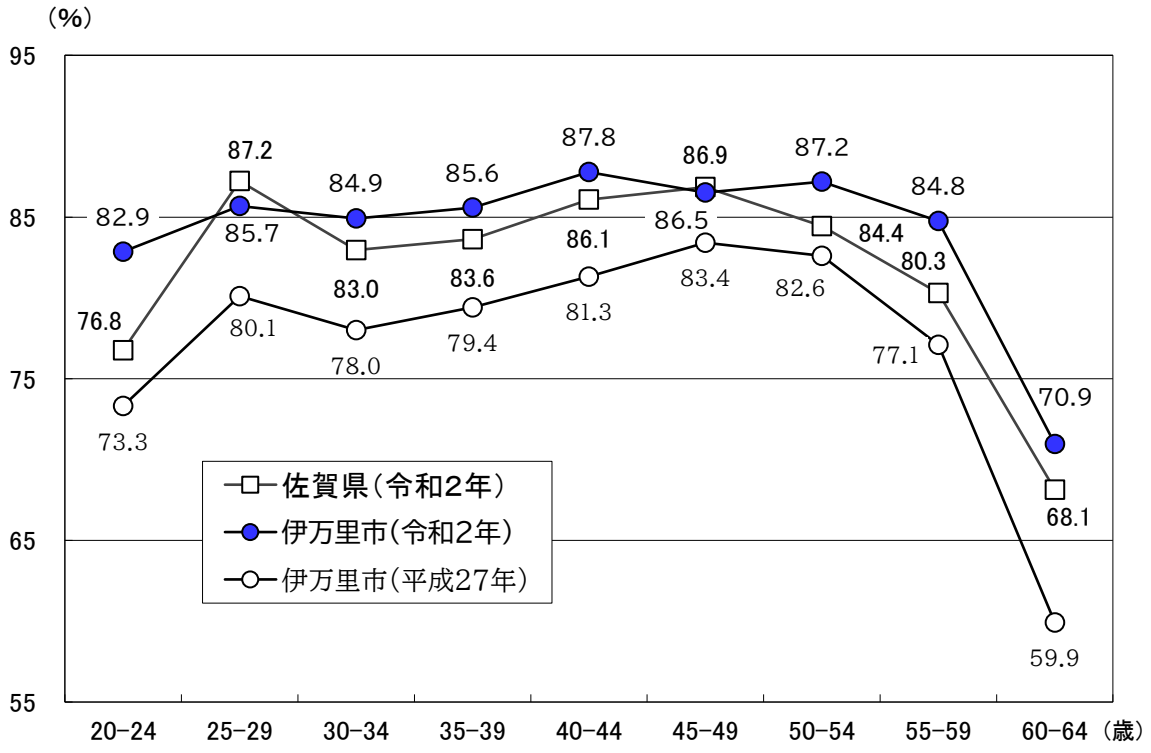

（各年10月1日現在）　　資料：国勢調査

（２）母親の就労状況

アンケート調査の結果から母親の就労状況を見ると、就学前児童の母親で85.5%、小学生の母親で89.0%の人が働いており、いずれも平成30年度調査結果に比べ割合が高くなっています。

また、現在就労していない母親についても、就学前児童の母親で28.0%、小学生の母親で48.4%の人が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と考えていることがわかります。

■母親の就労状況（平成 30 年度調査結果との比較）

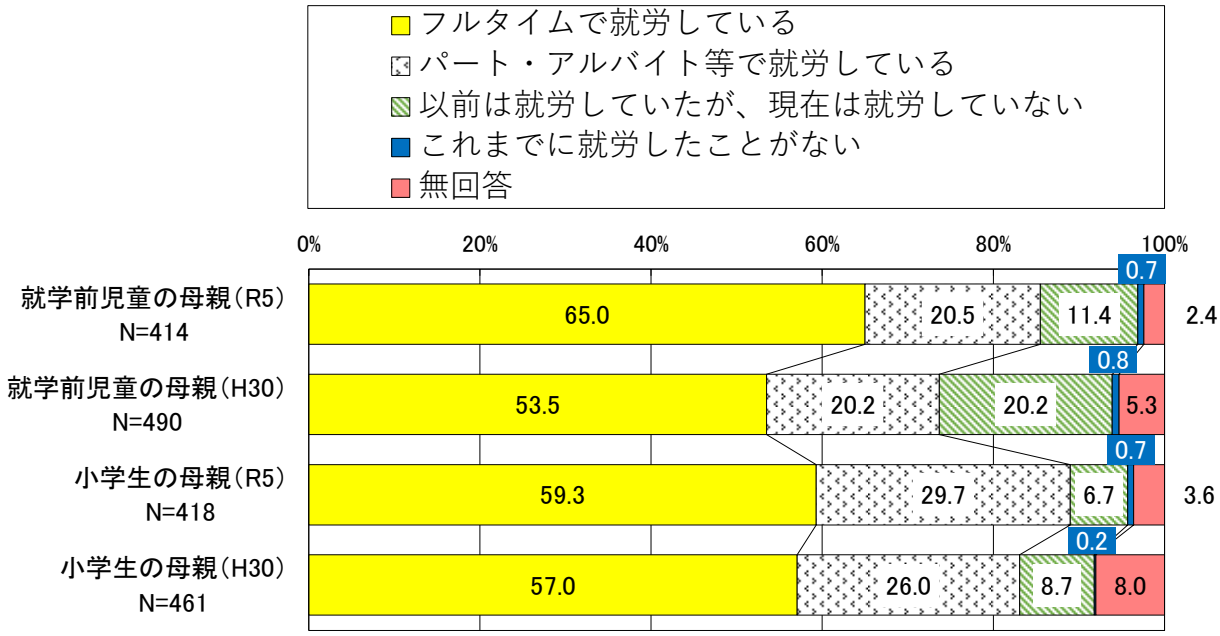

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

■現在働いていない母親の就労希望（令和５年度）

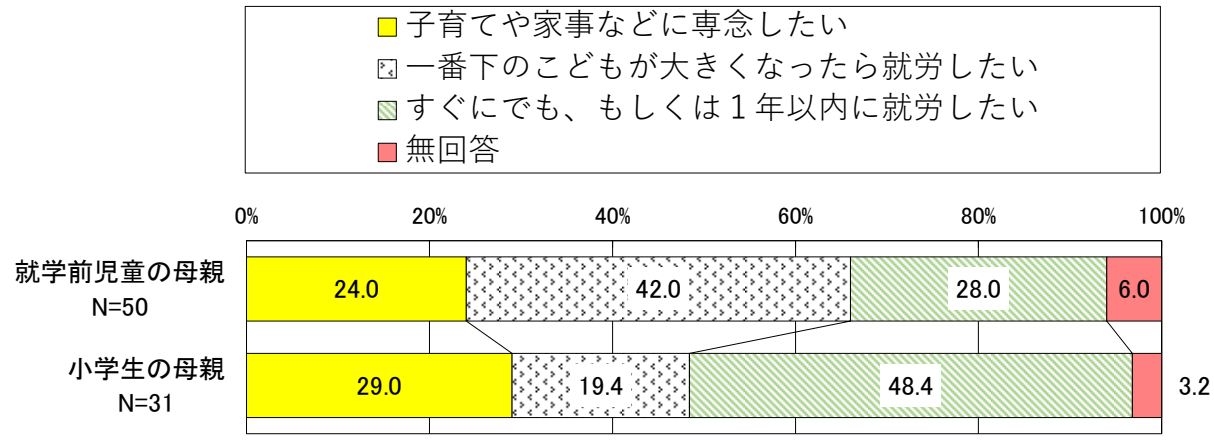

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

（３）育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、未就学児の保護者の育児休業の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で85.1%、父親で11.5%となっています。平成30年度調査結果に比べると、いずれも取得率は上昇していますが、父親の取得率は依然として低調です。

■就学前児童の保護者の育児休業の取得状況（平成 30 年度調査結果との比較）

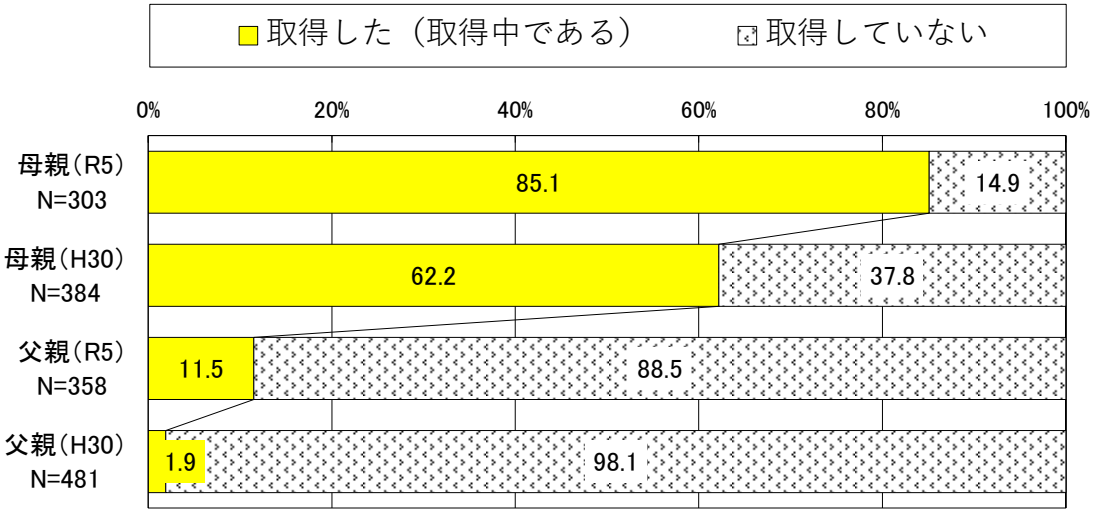

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

４　アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ等

（１）子育てをする上で、近所や地域に望むこと

子育てをする上で近所や地域に望むこととしては、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」（就学前：78.7%、小学生：80.1%）が最も多く、以下、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」（就学前：48.6%、小学生：59.1%）、「出会った時に気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」（就学前：38.4%、小学生：34.9%）と続いています。

■子育てをする上で、近所や地域に望むこと

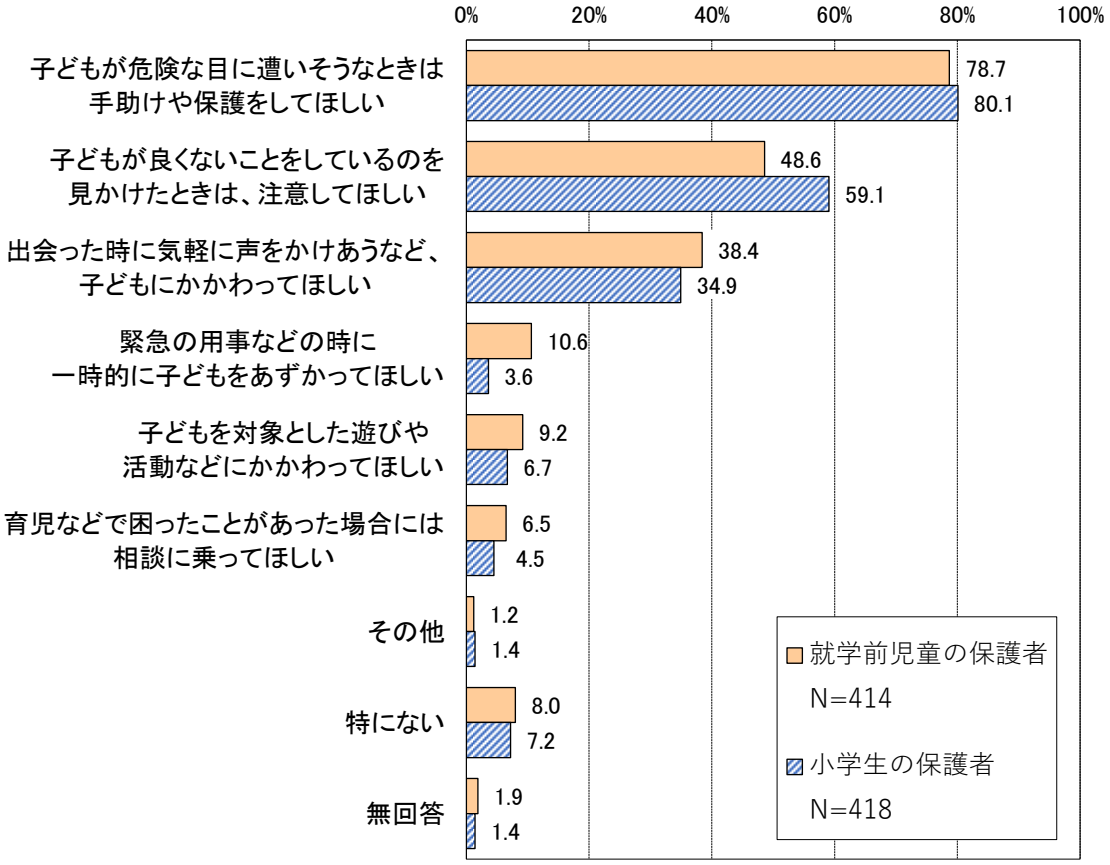

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

（２）子どもを取り巻く環境で特に問題だと思うこと

子どもを取り巻く環境のなかで、特に問題だと思うこととしては、「交通事故や犯罪など危険になった」（就学前：55.8%、小学生：49.3%）が最も多く、次いで「インターネットなどで情報があふれすぎている」（就学前：47.8%、小学生：52.4%）、「戸外で遊ぶことが少なくなった」（就学前：36.2%、小学生：41.4%）、「SNSによるトラブルが増えた」（就学前：32.1%、小学生：26.3%）が上位にあがっています。

■子どもを取り巻く環境で特に問題だと思うこと

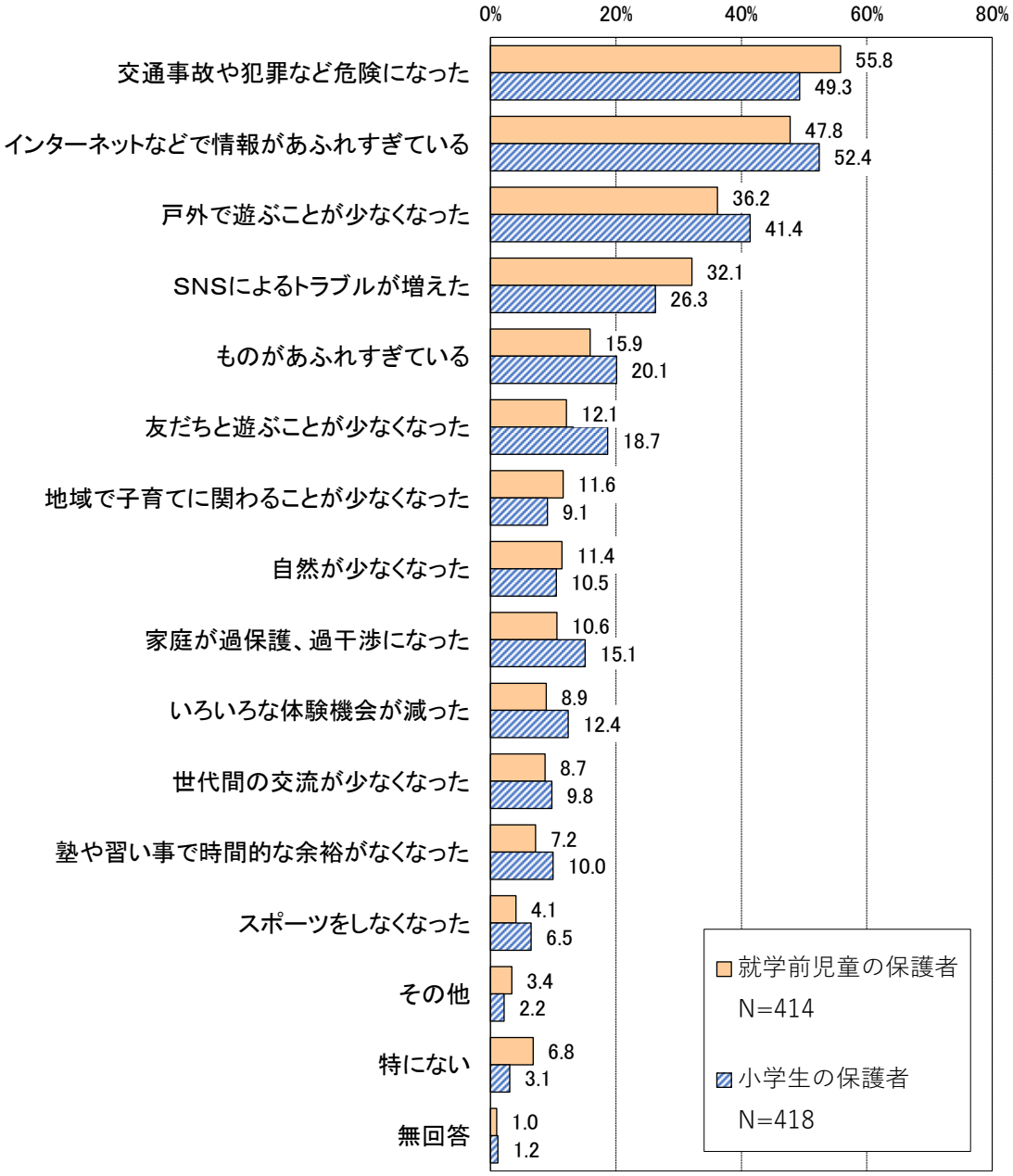

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

（３）子育てに関する悩み

子育てに関する悩みについては、「経済的負担について」（就学前：43．5%、小学生：37．8%）が最も多く、就学前児童の保護者については、「子育てと仕事の両立について」（35．7%）、「食事や栄養について」（34．3%）がそれに続いていますが、小学生の保護者では「子どもの教育に関して」（36．8%）が2番目に高い割合となっています。

■子育てに関する悩みはあるか（上位 17 項目抜粋）

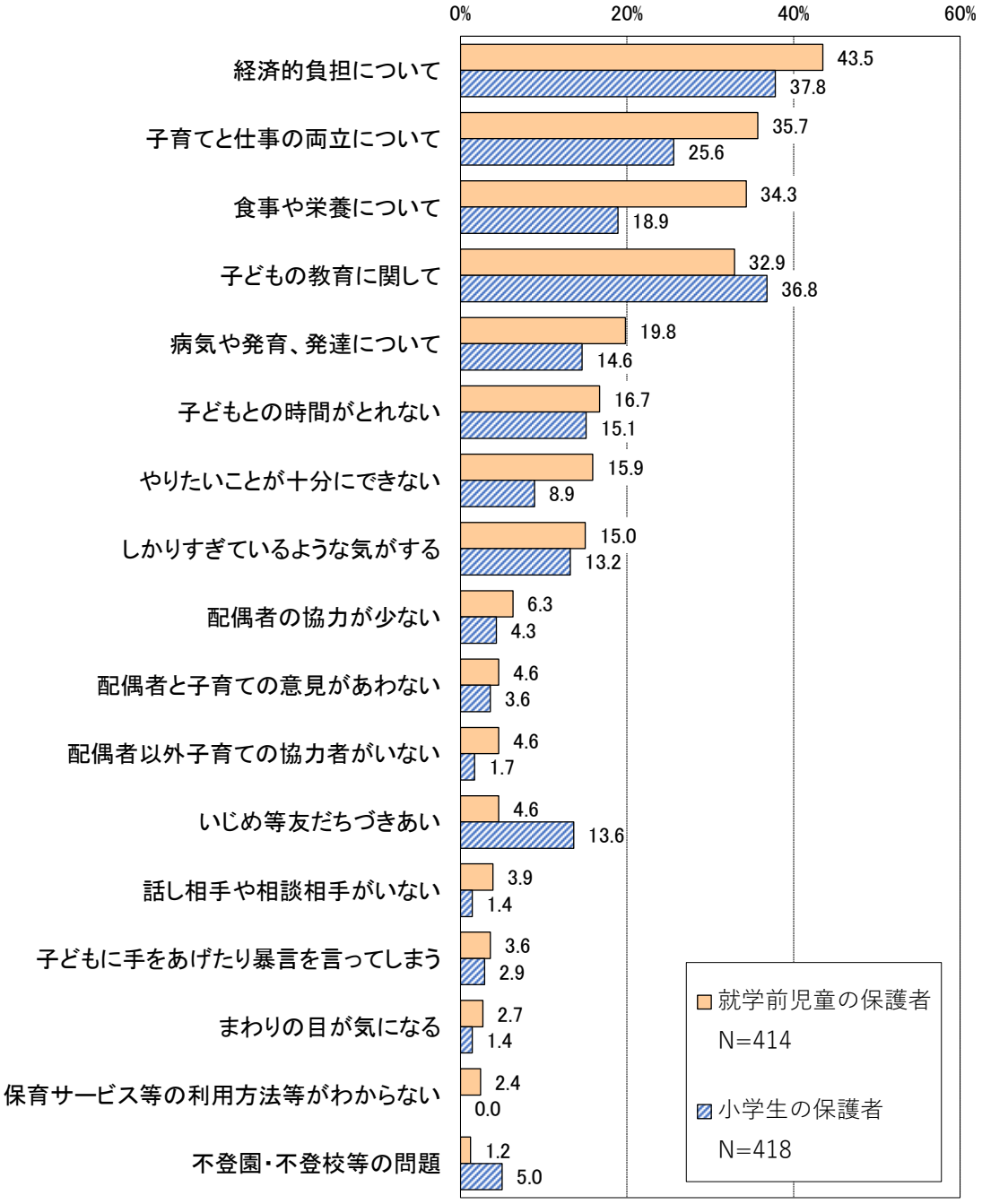

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

（４）子育てと仕事の両立支援として、企業に期待すること

子育てと仕事の両立支援として、企業に期待することについては、「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」が 80.7%と最も多く、以下、「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など）」（65.7%）、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めるための啓発を行う」（51.7%）、「育児休業制度・再雇用制度などを整備するとともに、制度を利用しやすい環境をつくる」（50.0%）と続いています。

■子育てと仕事の両立支援として、企業に期待すること（就学前児童の保護者）

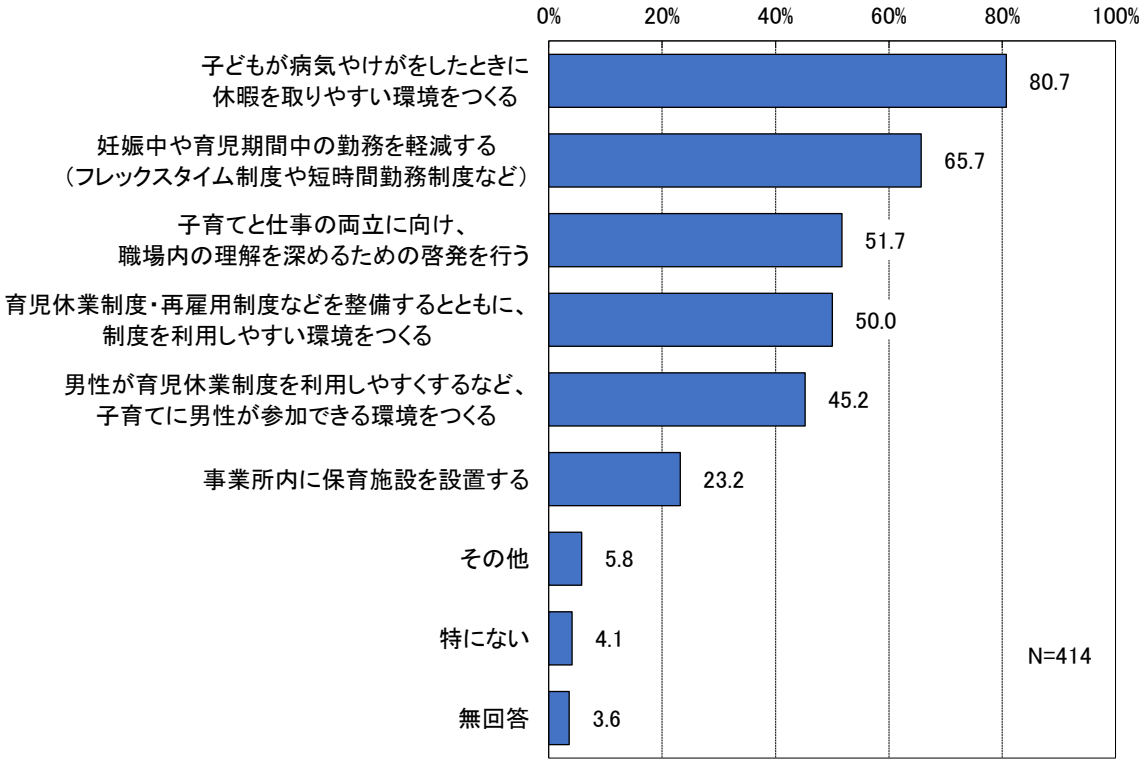

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

（５） どのような遊び場を望むか

どのような遊びを望むかについては、「雨の日でも遊べる」（就学前：83．6％、小学生：66．7％）が最も多く、就学前児童の保護者については、「遊具などの種類が充実していて、きちんとメンテナンスされている」（78．3％）、「遊び場やその周辺の環境が良く、安心して遊べる」（66．4％）がそれに続いていますが、小学生の保護者では「家の近くにある」（56．2％）が2番目に高い割合となっています。

■どのような遊び場を望むか

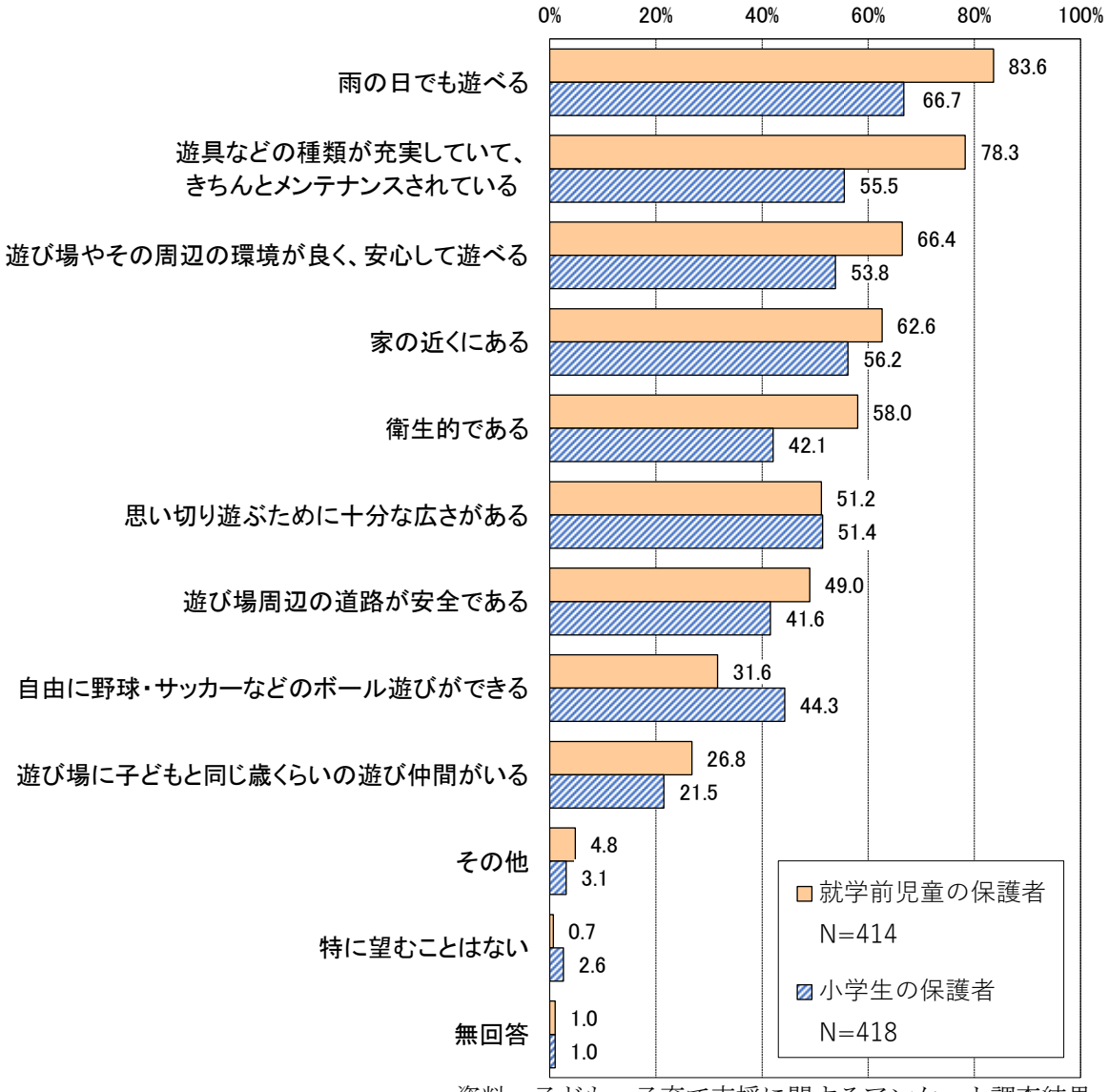

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

（６）子どもの生活状況調査結果に見る相対的貧困率

子どもの生活状況調査結果によれば、本市の子育て世帯の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は137．5万円となっており、貧困線に満たない世帯（以下、「低所得世帯」という。）の割合は9．1%となっています。また、ひとり親世帯ではこの割合が32．1%に増加します。

また、低所得世帯やひとり親世帯では、現在の暮らしの状況について、「苦しい」「大変苦しい」という回答割合がそれ以外の世帯に比べ高くなっています。

■低所得世帯の割合

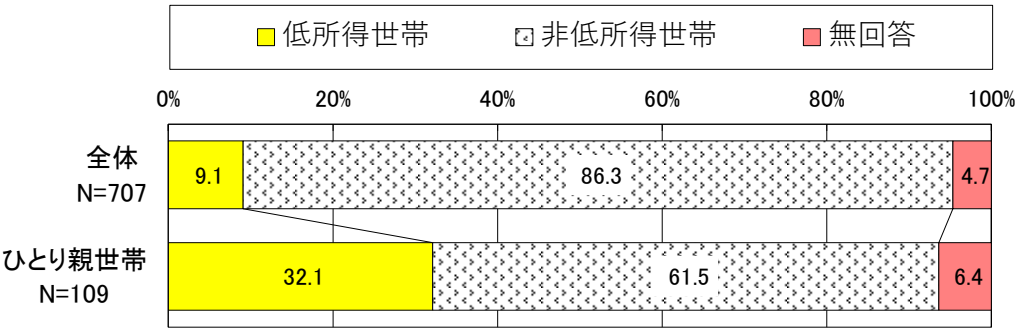

■現在の暮らしの状況

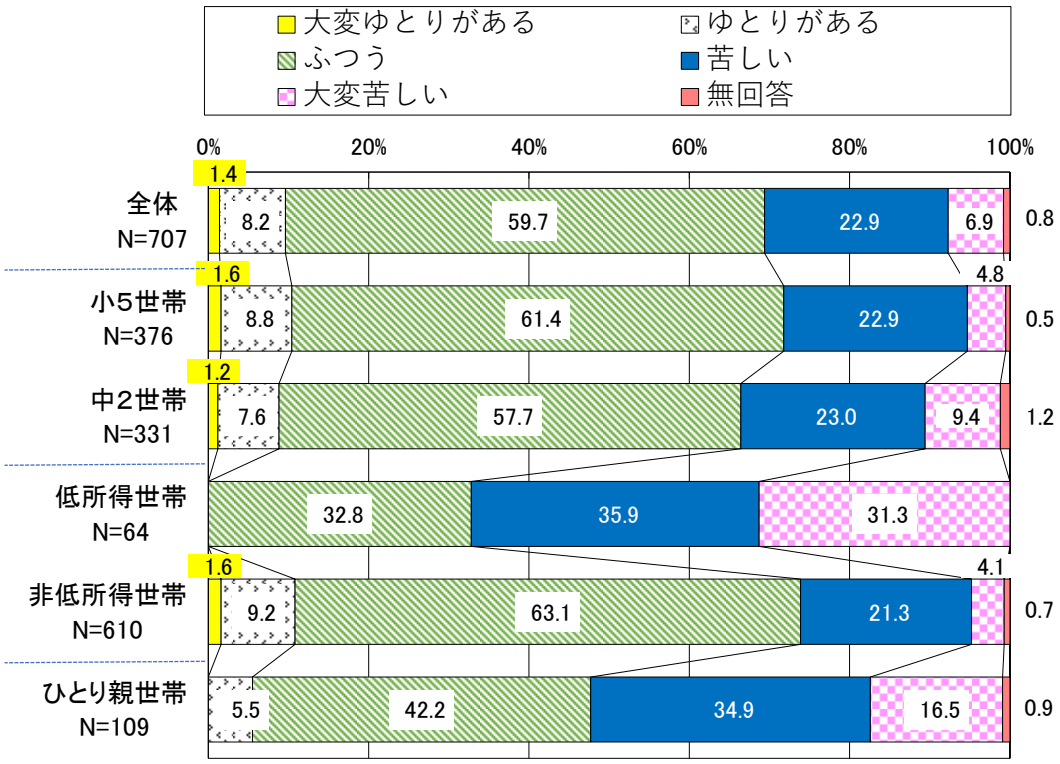

資料：子どもの生活状況調査結果

（７）市の子育て支援施策の重要度

本市における12の子育て支援策のうち、「とても重要」「重要」の割合が最も高かったのは「子育て費用への支援」（就学前：95．2%、小学生：90．9%）で、就学前児童の保護者については、「働きながら子育てできる環境づくり」（90.6%）、「子育てに配慮したまちづくりの整備」（88.9%）、小学生の保護者については、「医療機関の整備・充実」（89.2%）、「学校施設の整備」（85.1%）が上位にあがっています（次ページのグラフも参照）。

■市の子育て支援施策の重要度（就学前児童の保護者）

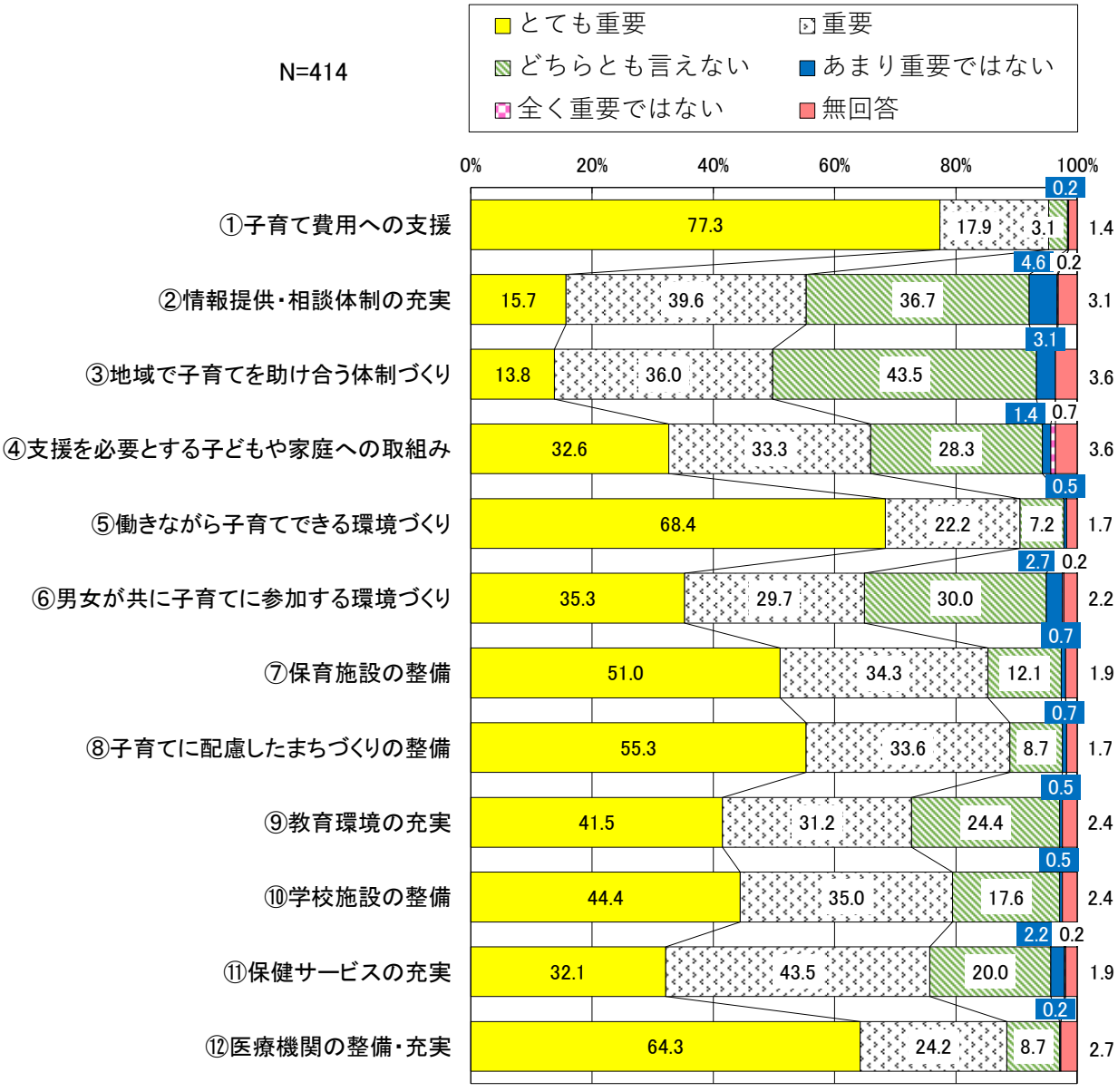

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

■市の子育て支援施策の重要度（小学生の保護者）

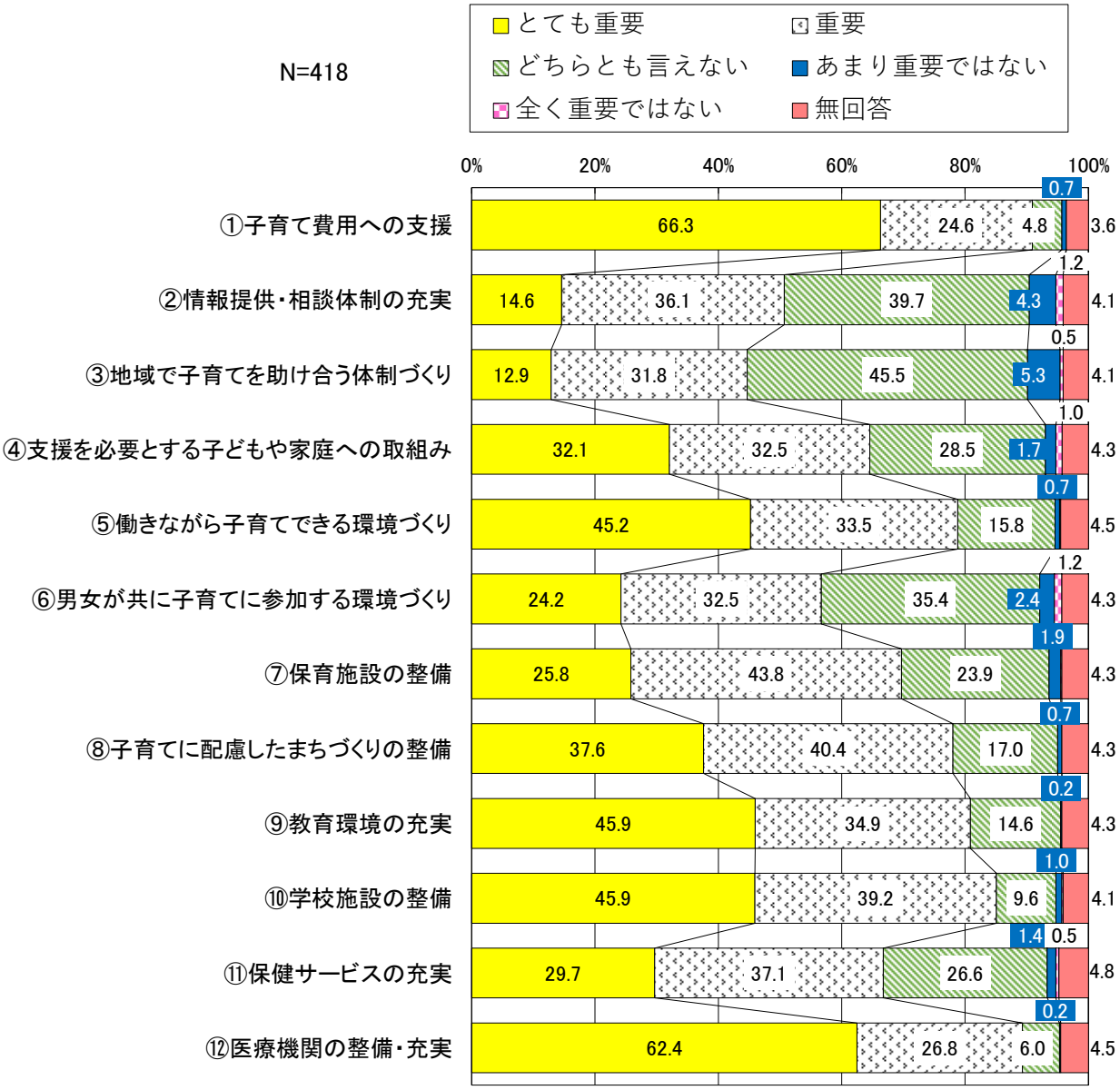

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

（８）市の子育て支援施策の満足度

本市における12の子育て支援策のうち、「やや不満」「とても不満」の割合が最も高かったのは「子育てに配慮したまちづくりの整備」（就学前：54.3%、小学生：51．7%）で、「医療機関の整備・充実」（就学前：45.2%、小学生：46．2%）がそれに続いています。また、就学前児童の保護者については「子育て費用への支援」（39.2%）、小学生の保護者については「学校施設の整備」（43．5%）がそれぞれ3番目に高い割合となっています（次ページのグラフも参照）。

■市の子育て支援施策の満足度（就学前児童の保護者）

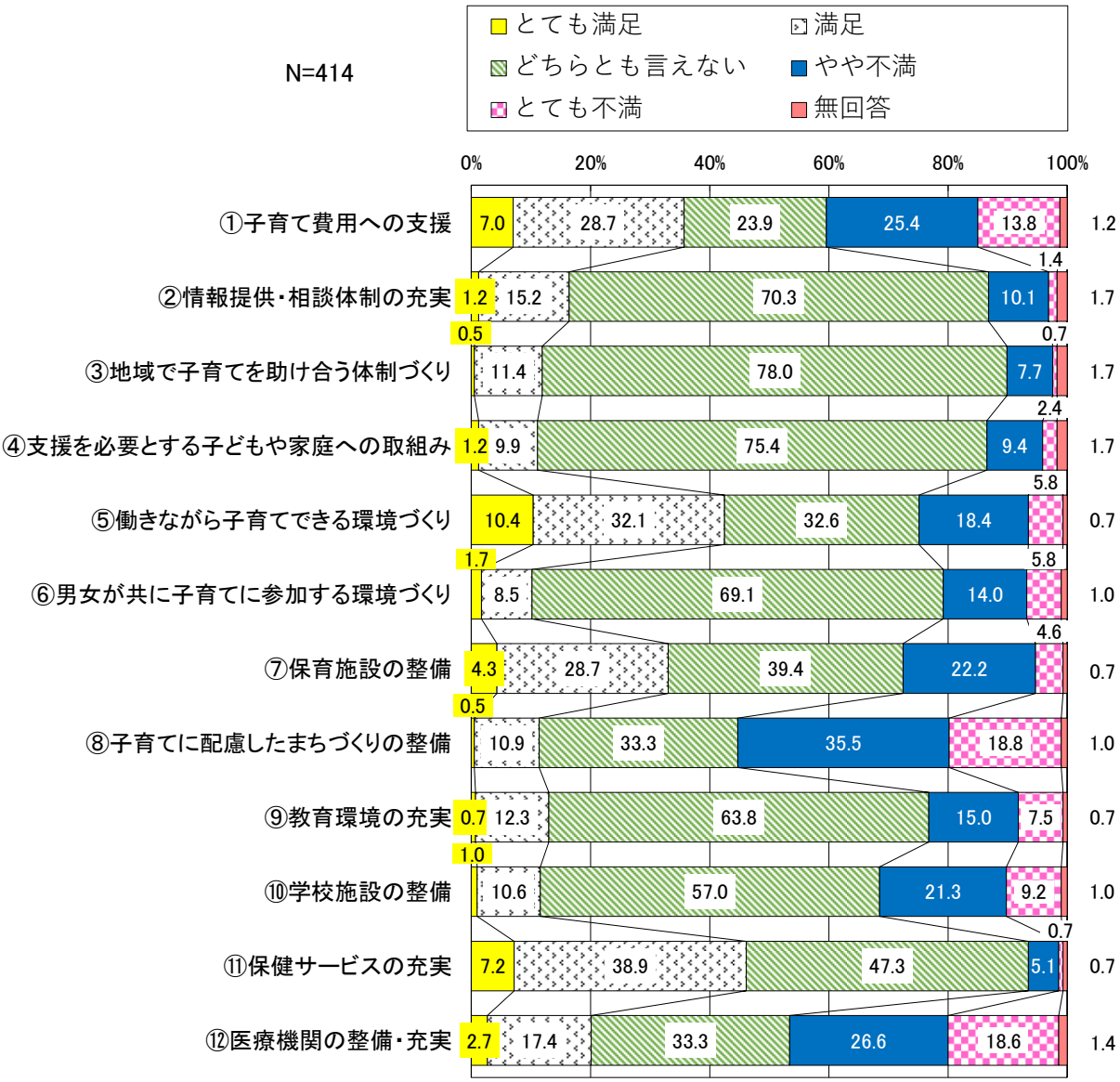

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

■市の子育て支援施策の満足度（小学生の保護者）

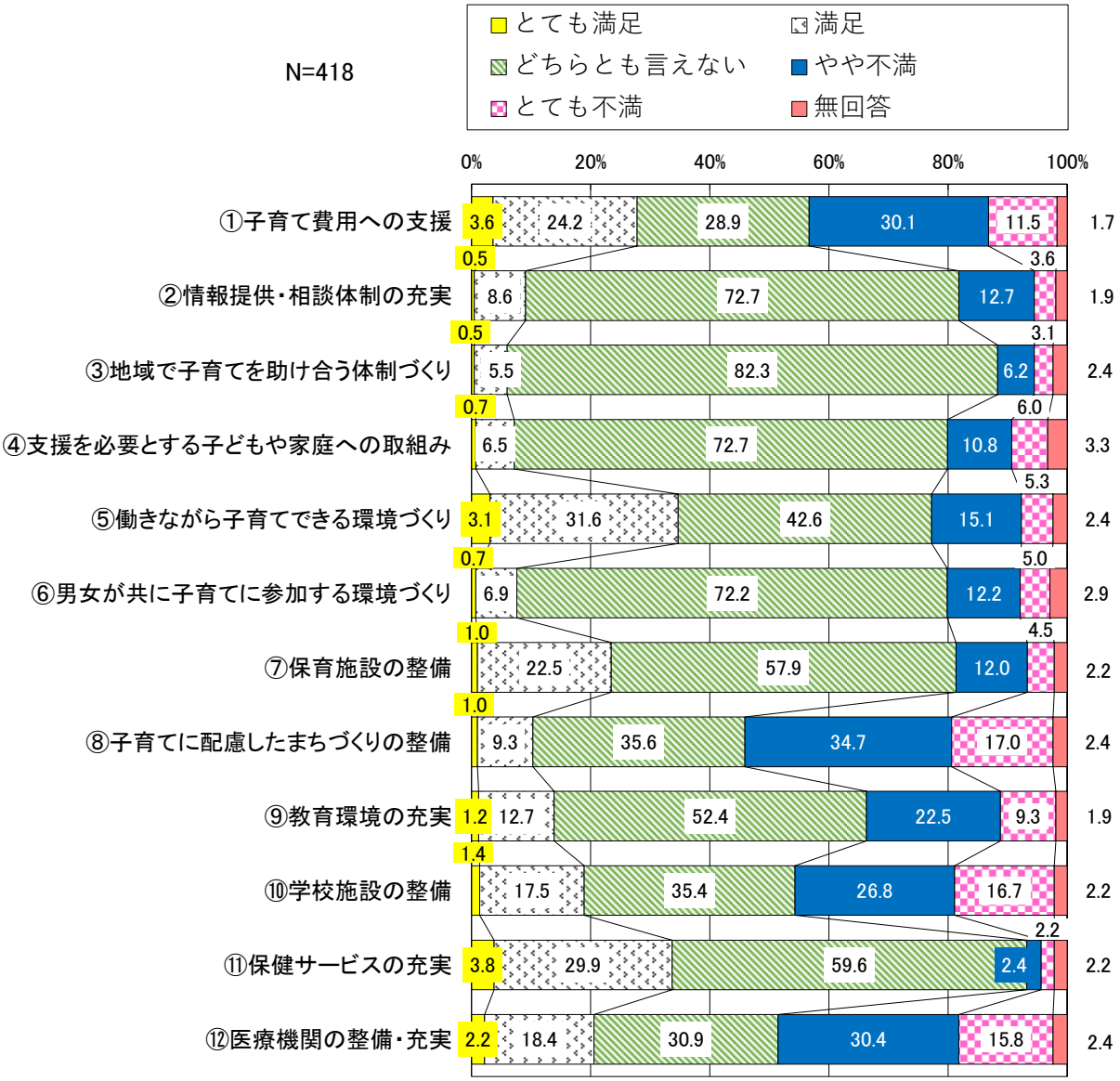

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

第 3 章

計画の基本的な考え方

１　基本理念

子どもは家庭の希望であると同時に社会の希望であり、伊万里市の未来をつくる存在です。そして、子どもたちの明るい未来は、子どもたちの健やかな育ちがあってのことです。父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力し子どもたちを育てることが、家庭、地域、伊万里市の明るい未来にもつながります。

前計画では、第6次伊万里市総合計画の分野別施策である「子育て支援の充実」の「施策のめざす姿」に基づいて基本理念を掲げ、子育て支援施策の充実に取り組んできました。同総合計画の後期基本計画においては、「未来を託す子育て応援都市」を重点施策のひとつとして、引き続き、子どもと子育て世代の安心な暮らしを全力でサポートし、子育て世代が魅力を感じるまちをめざすこととしていることから、本計画においても後期基本計画における「子育て支援の充実」の「施策のめざす姿」に基づき、「すべての人が相互に協力し合い子どもを育てるまち　いまり」を基本理念に掲げ、子育て支援の拡充を図ります。

すべての人が相互に協力し合い
子どもを育てるまち　いまり

２　基本方針

こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針を踏まえ、本計画では以下の4点を基本方針とします。

1．子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもの今とこれからの最善の利益を図る
2．すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援する
3．すべての子どもが幸せな状態で成長できるよう、良好な成育環境を確保する
4．若い世代が子育てを楽しめるよう、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

３　基本目標と施策体系

計画の連続性･継続性の観点から、本計画においても、前計画の基本目標を引き継ぎ、「子ども」「子育て家庭」「地域社会」という３つの視点から３つの基本目標を掲げ、その目標達成のために必要な施策を再整理し、以下のとおり、施策の体系としました。

■基本目標と施策の体系

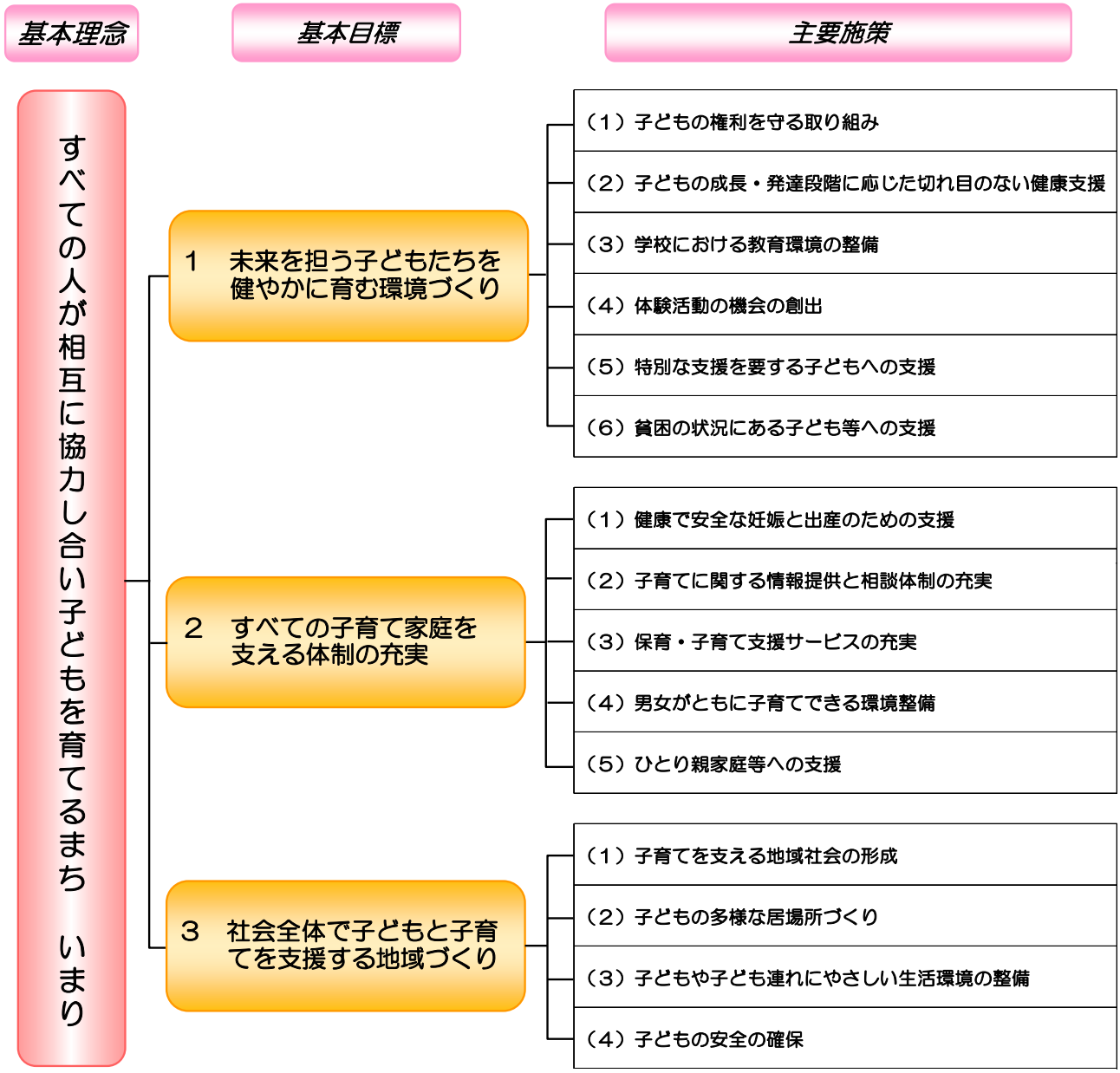

第4章

次世代育成支援施策の展開

１　未来を担う子どもたちを健やかに育む環境づくり

（１）子どもの権利を守る取り組み

現状と課題

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」を実現するためには、子どもの権利に関する理解促進を図り、子どもが権利の主体であることを社会全体で共有することが必要です。また、権利の主体である子どもには、自由に意見を出し、それが反映される権利が保障されなくてはなりません。こども基本法では、こども施策に対する子どもやその保護者等の意見の反映に必要な措置を取ることが義務づけられています。

本市では、子どもの権利に関する周知・啓発はもとより、子どもの権利に関する相談体制の充実を図り、児童虐待やいじめ等による子どもの権利侵害の防止や被害を受けた子どもの支援などに取り組んできましたが、今後もその充実に努める必要があります。また、子どもを健全に育成するため、体罰等によらない子育てを広げ、子どもの権利が等しく守られ、安心して成長できる環境づくりを推進していく必要があります。

なお、近年子どもの権利に関連し、ヤングケアラーの存在が問題となっています。本市が、令和5年12月に実施したヤングケアラー実態調査結果によると、小学5・6年生の18．2%、中学生の10．5%が、世話をしている家族がいると回答しており、そのうち、その世話を「たいへんだと思う」子どもは小学5・6年生で63．1%、中学生で66．4%となっています。子どもの年齢や成熟度に見合わない重すぎる責任や作業で負担が続くと、子ども自身の健康維持ができず、学習面の遅れや就労への影響が出ることが報告されていることから、子どもの権利を守るために、今後も小・中学校、スクールソーシャルワーカー等との連携を図りながら必要な支援につなげていく必要があります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**児童の権利に関する条約等の普及啓発**	子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や普及啓発に努め、子どもが権利の主体であることの周知を図ります。	人権・同和対策課 生涯学習課

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
2	**児童虐待防止に向けた支援の充実**	妊婦健診、相談、家庭訪問などを通じて、心身の状態や養育環境、育児の困り感などを把握するとともに、個別相談の利用や子育てに関する情報提供などを行い、児童虐待の未然防止を図ります。 また、要保護児童対策地域協議会を構成する、保健・医療・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関とのネットワークの強化を図り、支援を必要とする家庭が適切なサービスを利用できるよう支援を行います。	こども家庭センター
3	**体罰等によらない子育ての推進**	令和元年の児童福祉法改正により体罰の禁止が法定され、令和4年の民法の一部改正によって親から子への懲戒権規定も削除されました。体罰等によらない子育てを拡げるため、子育てに関する相談体制を充実し、みんなで育児を支える社会づくりを推進します。	こども家庭センター 学校教育課 子育て支援課
4	**いじめの防止・解消と情報モラルの向上**	「伊万里市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止教育を実践するとともに、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という危機意識を教職員全員がもち、学校、家庭、関係機関等が一体となって、いじめ問題への早期発見、早期対応を図ります。 また、SNS等を介したいじめ等のトラブルの未然防止やインターネット等の適正な利用を推進するために、情報モラルの向上を目指した指導の充実、家庭でのスマートフォンのルールづくりなどを推進します。	学校教育課
5	**ヤングケアラーの啓発と支援**	子どもや保護者、教職員や地域住民に対して、ヤングケアラーについての啓発活動を行います。 また、学校等との情報共有に努め、本来大人が担うと想定されている家事・育児・介護等を日常的に行っているヤングケアラーの早期発見に努め、福祉サービス事業所等と連携し、支援の充実を図ります。	こども家庭センター 学校教育課 福祉課

（２）子どもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援

現状と課題

子どもの健やかな育ちを確保するためには、子どもの成長･発達段階に応じた切れ目のない健康支援が重要です。本市では、妊娠期から子育て期にわたる連続した健康支援を行うため、こども家庭センターを設置して、妊娠期の母子健康手帳の交付から子育て期の乳幼児健診や専門職による個別相談、就学時健診まで、子どもと保護者に寄り添った支援を行うとともに、子どもの医療費に対する助成など、医療に対する充実を図る必要があります。

また、児童生徒の心身の健全な発達や生活習慣を確立するため、学校や保育施設において安全で美味しく、栄養バランスの取れた給食を提供するほか、家庭や地域と連携し、給食や郷土料理を通じた食育を推進するとともに、学童期には、児童生徒の生涯にわたる健康保持のため、学校保健安全法に基づく健康診断を実施しています。

さらに、思春期は子どもから大人になる転換期であり、将来の心の健康に大きな影響を与える重要な時期です。家庭や学校の問題、人間関係などから発生する悩みやストレスに対処できる心の健康づくりも極めて重要で、子どもたちが健やかに思春期を送ることができるよう、家庭、学校、地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期健康教育の充実を図る必要があります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**乳幼児健康診査、個別相談等の充実**	健診では、乳幼児の成長、発達の状態を確認し、疾病などの早期発見･早期対応に努めます。また、保護者の心身の状態や養育環境の把握を行い、育児や発達等の相談を身近で受けられるよう相談の充実を図ります。 さらに、関係機関と連携した効果的なむし歯予防対策や安心して予防接種が受けられる体制の確保を図ります。	こども家庭センター
2	**子どもの医療に対する支援**	子育て家庭の経済負担の軽減を図るため、子どもの医療費助成の充実に努めます。 また、子どもが必要なときに安心して医療サービスを受けられるよう、引き続き、小児救急医療体制の充実に努めます。	子育て支援課 健康づくり課

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
3	**食育の推進**	一日三食の栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体を作るだけではなく望ましい生活のリズムの基本であることを踏まえ、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する知識の獲得を助け、心と身体の健康づくりを推進します。	健康づくり課 学校教育課 子育て支援課
4	**学校における健康診断の適切な実施**	学校保健安全法に基づき、各学校において、児童生徒の健康診断を実施し、健やかな身体づくりを支援します。	学校教育課
5	**思春期健康教育や性教育の充実**	子どもの発達段階に応じ、小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶための教育を行います。 また、小・中学校の保健の授業などを中心に、薬物や喫煙、飲酒等についての正しい知識の習得に向けた教育を計画的に実施します。 さらに、中学校においては、望まない妊娠を防ぐための避妊教育や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。	学校教育課

（３）学校における教育環境の整備

現状と課題

これからの社会を生きる子どもたちには、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図ることが大切であり、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければなりません。本市では、「創造的で心豊かなひとづくり」を教育のめざす姿として掲げ、子どもが地域の一員であることを自覚し、郷土愛や自己有用感を育んでいけるよう、市内企業の見学や地域行事への参加（例：トンテントン祭り後の清掃、カブトガニ保護活動、やきものに係る学習など）を学校教育に取り入れてきました。今後はさらに子どもたちが自ら将来の夢や憧れをもって、自立的に自分の未来を切り拓いて生きていくことができるよう、発達段階に応じて将来の社会人としての基礎づくりを支援していく必要があります。

一方、何らかの理由で学校に通うことができない不登校の児童生徒についての対応も重要です。不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものです。不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、すべての子どもに教育を受ける機会を確保できるよう努める必要があります。本市では、伊万里市教育支援センター「せいら」において、不登校の児童生徒やその家族の相談窓口及び居場所の設置を行っています。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**豊かな心の育成**	豊かな心の育成のため、体験活動のさらなる充実を図るとともに、心の教育３点セット（いのちの教育指導資料、伊万里っ子しぐさ、童謡歌集）の利活用を推進していきます。また、小学生等を対象に市内企業の見学等を実施することで、市内企業への興味・関心を高め、伊万里市に対する愛着の醸成を促進します。	学校教育課
2	**道徳教育の推進**	豊かな人間性を育むため、引き続き、学校教育全体で道徳教育を行い、また家庭や地域と連携した道徳教育も併せて行います。 また、特別支援教育を必要とする子どもたちが、年々増加傾向にあることから、特別支援教育を受ける子どもたちを周りで支え、さらなる教育環境の整備を進めていきます。	学校教育課

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
3	**教育DXの推進**	「情報活用能力」が「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置づけられ、いわゆるSociety5.0時代を生きる児童生徒の教育には、デジタル技術の効果的な活用が求められていることから、これまでの教育実践とICTの活用を適切に組み合わせていくことで、児童生徒の情報活用能力を伸ばしていきます。 また、発達の段階に応じて、授業や家庭での学習用端末の活用を促進することによって、GIGAスクール構想を一層推進し、「誰もが、いつでも、誰とでも、自分らしく学べる」学習環境の構築をめざします。	学校教育課
4	**人権教育の推進**	児童生徒の発達の段階を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るための教育を推進するとともに、インターネットやSNSなどによるいじめを含めた人権侵害の実態把握に努め、保護者や関係機関と連携した改善対策を推進します。 また、教職員自らが人権感覚を磨き、様々な人権課題について認識を深め、今日的な人権課題（障がいのある人、外国人、LGBTQなど）に対応できる実践力を付けるための研修会への参加や各学校での校内研修の実施を推進します。	学校教育課
5	**キャリア教育の推進**	児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。	学校教育課
6	**不登校の児童生徒に対する支援**	伊万里市教育支援センター「せいら」において、不登校をはじめ児童生徒や保護者が生活の中で抱えている様々な問題に対する教育相談体制の充実を図るとともに、同センターの適応指導教室において、学習支援や教室復帰に向けた取り組みの充実を図ります。 また、子ども第三の居場所きららにおいて、生活の支援や相談、学習サポートの充実を図ります。	学校教育課 こども家庭センター

（４）体験活動の機会の創出

現状と課題

かつて、子どもは地域でいろいろなことを教えられて成長していきました。様々な年齢間の交流、祭りや季節行事、地域でのスポーツなど、数々の体験を重ねることによって、子どもはそれぞれ成長を実感することで自信を持ち、適切な判断力や困難に打ち勝つたくましい心を身につけていきました。

しかし、近年、都市化の急速な進展や核家族化・少子化、家庭や地域の教育力の低下を背景にして、子どもの生活体験・自然体験の不足が懸念されており、子どもの「生きる力」を育むためには、子どもに家庭や地域社会で様々な体験活動の機会を意図的・計画的に提供する必要があります。地域行事を若い世代にとって魅力のあるものにし、子どもにも発言の場を与えるとともに、子ども会やスポーツ少年団などの体験活動においても子どもが自ら主体的に考え、参加できるきっかけづくりが必要です。

さらに、近年、インターネットを介した様々な情報メディアの発達と普及等の影響により子どもの生活環境が変化し、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が起きています。読書活動は、知的な活動及びコミュニケーションの基盤となる言語力を育成するとともに、豊かな感性や表現力・創造力を身につける上で欠くことのできない活動です。したがって図書館、家庭、地域、学校等、それぞれの場で子どもの読書活動を推進する必要があります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**遊びや体験の場の充実**	地域に住む子どもたちが、異年齢の遊び仲間と多様な活動を通じて仲間意識や協力の大切さなどを学べるよう、子ども会活動を促進するとともに、文化の異なる地域に子どもたちを派遣し、大自然や異文化の中で行う体験活動を推進します。	生涯学習課
2	**地域活動やスポーツ活動の推進**	各種団体や地域社会が実践する活動への支援を行うとともに、スポーツを通じた社会ルールの習得を促進し、心身ともに健康で、個性や意欲に満ちた子どもの育成に努めます。 また、家庭、地域、学校が連携しながら、体験活動等を行うことで、指導者など新たな人材育成を図ります。	生涯学習課 スポーツ課 学校教育課

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
3	**子どもの読書活動の促進**	読書に親しむことを通じて豊かな感性や想像力を育むため、「伊万里市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校と図書館が連携した日常的な読書活動を促進します。	学校教育課 市民図書館

（５）特別な支援を要する子どもへの支援

現状と課題

障がいのある子どもや発達に特性のある子どもの保護者の多くは、様々な不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。そのため、障がい児及びその家族に対し、障がいの種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で必要なサービスを提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

障がいのある子どもの保育に関しては、各保育施設において、一人ひとりの状況に応じた保育を実施するとともに、令和3年度に策定した「医療的ケア児受入れに関するガイドライン」に基づき、医療的ケア児の円滑な受け入れに努めています。また、障がい児等に対する各種福祉サービスについては、利用者が増加しており事業所が不足する状況にあるため、安定した提供体制の確保に努める必要があります。

さらに、本市では、障がいのある子どもの教育に関し、随時、就学相談などに応じ、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう本人及び保護者の意思を尊重したうえで就学先を総合的に判断しています。各学校においては、特別な支援や医療的ケアを必要とする児童生徒を支援するため、引き続き、支援員や看護師等の人材を適切に配置する必要があります。

今後も、障がいのある子どもや発達に特性のある子どもに対して、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要する子どもと他の子どもが一緒に生活できるインクルーシブな保育・教育を推進する必要があります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**相談支援体制の充実**	乳幼児の発達に不安を抱える保護者を対象に、乳幼児健診やことばと発達の相談、教育相談などを実施し、相談体制の充実を図ります。 また、子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援を行うとともに、保育所・幼稚園・学校・医療機関・障がい児通所支援事業所などをつなぐことで継続的な支援が行えるよう、引き続き連携して相談支援に努めます。	こども家庭センター 福祉課 学校教育課 子育て支援課

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
2	**障がい児保育の充実**	保育施設において、障がいのある子どもや配慮を必要とする子ども一人ひとりの状況やニーズに対応するため、人員の配置や施設整備等の体制を整えるなど、障がい児保育の充実を図ります。 また、医療的ケアが必要な児童の受入れが可能となるよう、人員配置などの保育施設の支援体制を整備し、医療的ケア児の地域での生活を支援します。	子育て支援課
3	**インクルーシブ教育の推進**	インクルーシブ教育を推進するため、特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの子どもの実態に応じた学習支援や生活指導を行うとともに、看護師を配置するなど、医療的ケア児が安心して過ごし、学べる体制整備に努めます。	学校教育課
4	**障がい児通所支援等サービス提供体制の確保**	今後も障がい児通所支援の利用者の増加が見込まれるため、安定したサービスの提供体制が確保できるよう、様々な事業者の参入の促進に努めます。 また、医療的ケア児を養育する家庭への支援及び受け入れ可能な事業所の確保に努めます。	福祉課 子育て支援課

（６）貧困の状況にある子ども等への支援

現状と課題

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として推進されなければならないとされています。

令和5年度に実施した子どもの生活状況調査結果によれば、本市の子育て世帯の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は137．5万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合）は9．1％となっています。また、ひとり親世帯ではこの割合が32．1％に増加します。さらに、調査結果を見ると、世帯の経済状況や生活状況が子どもの生活面や学習面等に少なからず関係していることもうかがわれ、子どものその後の人生に影響を及ぼすことが懸念されます。

子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの成育環境を整備するとともに、学習の機会が失われることがないよう、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進する必要があります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**教育の支援**	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、健やかに育成される環境を整備し、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。 また、佐賀県から委託を受けた佐賀県母子寡婦福祉連合会による学習支援ボランティアについて、ひとり親家庭の児童に対する周知に努めます。	学校教育課 こども家庭センター
2	**生活の支援**	貧困の状況にある世帯の保護者及び子どもたちが地域において孤立することなく生活できるように、生活の支援に関する相談事業や情報提供の充実を図ります。また、支援対象児童等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じた子どもの見守りを行います。	福祉課 こども家庭センター

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
3	**保護者に対する就労の支援**	保護者が働き一定の収入を得ることは生活の安定を図る上で重要ですが、そればかりでなく保護者が働く姿を見せることによって労働の価値や就労の意味を学ぶことができるなど教育的な意義もあることから、就労機会を確保するために保護者への相談援助や資格取得への支援を行います。	福祉課
4	**経済的支援**	生活の安定のためには、生活保護費や貸付金等を組み合わせて世帯の生活の基盤を下支えしていくなどの経済的な支援は重要であることから、法律に基づくこれらの支援を行い経済的負担の軽減を図ります。 また、経済的に支援を要する保護者に対して、就学に必要な費用の一部を支援します。	福祉課 学校教育課

２　すべての子育て家庭を支える体制の充実

（１）健康で安全な妊娠と出産のための支援

現状と課題

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安心して安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

本市では、こども家庭センターにおいて、母子健康手帳の交付時に保健師との面接を行い、支援者の把握とサポートプランに基づく切れ目ない伴走型相談支援を提供しています。また、令和5年4月からは妊婦歯科健診を開始し、令和6年4月からは妊婦健康診査に加え、県内広域化による産婦健康診査を開始するなど、支援の拡充を図ってきました。

こども家庭センターでは、引き続きすべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とし、母子保健・児童福祉両部門の連携、協働、共有等を深め、虐待等への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、統括支援員のもと必要な支援の調整や関係機関との連携を行いながら、支援の充実や強化を図ります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**安心・安全な妊娠・出産に向けた支援**	母子健康手帳交付時の面談により、信頼関係の構築に努め、妊娠期から子育て期まで継続的に寄り添った支援を行います。 妊産婦健診の受診勧奨や情報提供などを実施することで、特に支援が必要な特定妊婦への早期の関わりなど、安心・安全な妊娠・出産に向けた支援に取り組みます。	こども家庭センター
2	**経済的支援と包括相談支援の提供**	すべての妊婦や子育て家庭が安心して安全に出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期までの相談・支援を行う「伴走型相談支援」と出産・育児にかかる費用の負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。	こども家庭センター

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
3	**産後ケア事業の推進**	心身ともに不安定になりやすい出産後の母子への心身のケア及び育児サポートを目的として、産婦人科等で助産師等の専門職が日帰りデイサービスと、宿泊型の育児サポートを提供することで、産後も安心して子育てができるよう支援します。	こども家庭センター
4	**不妊治療等に対する助成**	不妊治療等に係る自己負担費用の一部を助成する制度の充実を図るとともに、引き続き、県が実施する制度の周知を行います。	こども家庭センター

（２）子育てに関する情報提供と相談体制の充実

現状と課題

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなっています。また、ライフスタイルの変化により、自分が育った地域以外で子育てしている親も多く、身近に相談相手もないまま子育てに取り組まなければならず、育児不安やストレスに悩む例が増えています。子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果を見ると、子育てについて不安や悩みを「いつも感じる」「時々感じる」と回答した人は、就学前児童の保護者で70．5%、小学生の保護者で70．6%と高い割合となっており、子育てによる不安や悩みを緩和、軽減することが重要な課題となっています。不安や悩みをあまり感じることなく子育てができるようにするためには、必要な情報が必要な時に入手でき、気になることがあればいつでも気軽に相談でき、適切なアドバイスや正しい情報が得られる体制を整備することが重要です。

本市では、市の子育て情報や事業を1冊にまとめた子育て情報冊子「いまりん子育てサポートブック」や、「いまりん子育てアプリ」など多様な手段で情報提供を行っています。また、子育て支援センター「ぽっぽ」では、子育て中の親子が気軽に集い、情報交換できる「わくわく広場」を提供するとともに、子育てに関する様々な相談に応じ、保護者の不安解消に努めています。様々な活動を通して、保護者同士・子ども同士・親子とのつながりをより深めることで、利用者同士の支え合いや地域での子育て支援の輪が広がっており、子育てのノウハウを学ぶ講座「ぽっぽママのつどい」なども含め、引き続き、各種事業の充実を図る必要があります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**子育て親子等の交流の場の充実**	子育て支援センター「ぽっぽ」において、拠点事業のさらなる充実と支援の質の向上を図り、子育て家庭の多様なニーズや困りごとに寄り添った支援を行い、子育ての不安や孤立感、負担感の軽減に努めます。 また、妊娠期からの支援として、こども家庭センターや市内産婦人科医院との連携を図りながら、プレパパ・プレママの「わくわく広場」の利用を推進します。	子育て支援課

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
2	**相談支援体制の充実**	子育て支援センター「ぽっぽ」が、子育て中の保護者にとって、敷居が低く、相談しやすい環境となるよう努めるとともに、子育て支援の情報提供や個人の状況に合わせた相談支援の充実を図ります。	子育て支援課
3	**子育て支援に関する情報提供の充実**	広報や子育てサポートブック、子育てアプリ、ホームページ等の多様な手段を活用して情報提供を進め、子育て支援に関する情報の周知に努めます。 特に、慣れ親しんだ土地を離れ見知らぬ土地で育児を行うアウェイ育児が増加しているなか、身近な相談相手としての子育て支援センターの役割は大きくなるため、さらなる周知を行い、利用の促進を図ります。	子育て支援課 こども家庭センター
4	**子育て講座の充実**	「ぽっぽママのつどい」など、子育て講座の種類や内容については参加者アンケートの実施等を通して保護者の意見を反映し、ニーズにあった講座内容となるよう充実を図ります。 また、利用者が主体となって行う「ママ講座」については、利用者の資格や特技等を生かした有意義な講座となるよう支援を行います。	子育て支援課

（３）保育・子育て支援サービスの充実

現状と課題

共働きが主流となった現在において、親が仕事と子育てを両立させるためには、多様な保育サービスや充実した放課後児童対策などの子育て支援が必要となっています。

子どもの発達や健康状態はそれぞれ異なり、また保護者の価値観や家庭の生活スタイルも多様化しているため、子育て家庭のニーズは子どもの数だけあると言えます。この多様化・複雑化するニーズに対して、子どもや保護者に寄り添いながら子育て支援サービスを提供していくことが求められます。このため、各家庭が安心して子どもを産み、育てることができるよう、各保育サービスの提供体制を確保するとともに、事業内容の充実や保育施設の基盤整備を行いながら、保育・子育てサービスを推進することが必要です。

また、小学校では、女性の就業割合の高まりや核家族化など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、安心して就業等を行うことができるよう、放課後に家庭に代わる生活の場所として留守家庭児童クラブの充実を図っています。さらに、障がい等により配慮を要する児童の増加に対応して支援員の増員にも努めていますが、引き続き人材確保・育成について検討する必要があります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**保育ニーズに応じた保育サービスの充実**	地域の保育ニーズを把握し、幼稚園や保育所・認定こども園における通常の保育はもとより、延長保育、一時預かり、障がい児保育、病児・病後児保育、さらにはファミリーサポート事業など、子育て家庭の多様なニーズに対し、きめ細かな保育サービスの提供を図ります。	子育て支援課
2	**放課後児童対策の充実**	共働き家庭などの児童を対象とした留守家庭児童クラブの充実を図るため、各学校の利用状況に応じて必要となる施設と支援員の確保に努めます。	教育総務課
3	**未就園児等に対する支援の充実**	すべての乳児等が心身ともに健やかに育成されることを保障するため、乳児等への適切な遊びや生活の場の提供、その保護者への相談支援を行うなど、普段、保育施設を利用していない家庭の通園支援に努めます。	子育て支援課
4	**保育環境の整備**	良好な保育環境を提供するため、老朽化した保育施設の改修や修繕等を支援するとともに、民営化した保育所の園舎の整備を促進します。	子育て支援課

（４）男女がともに子育てできる環境整備

現状と課題

子どもとのふれあいを大切にして、子育てと仕事を両立することは、 男女を問わず推進していかなければなりません。特に男性については、従来の仕事中心の意識やライフスタイルから、子育てや家庭生活、地域活動などの「仕事以外の生活」と「仕事」との調和がとれているワーク・ライフ・バランスが保たれたライフスタイルへの転換が求められており、子育ての喜びの実感やその責任を認識しながら、子育てに参加することが望まれます。そのためには、労働時間の短縮や、男性においても子育てのための休暇を取得しやすくするなどの職場環境づくりが重要です。

また、働きたい女性が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方などを通じたワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題となっています。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、男女がともに子育てできる環境整備を進める必要があります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発**	仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、長時間労働の是正等の働き方改革に向けての取り組みを推進します。	企画政策課 企業誘致・商工振興課
2	**育児休業制度活用促進の啓発**	企業が行う育児休業の取得促進や両立支援に関する各種支援制度などを企業にPRし、その活用を促進します。 また、雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に支給される育児休業給付など、育児休業制度について周知徹底を図り、育児休業を取得できる職場環境づくりの推進に努めます。	企業誘致・商工振興課
3	**家庭内での固定的役割分担の解消に向けた啓発等**	根強く残る家庭内での固定的役割分担の意識を解消し、家庭においてコミュニケーションをよく図ったうえで男女が対等に役割分担を行えるよう、広報・啓発の充実に努めます。	企画政策課

（５）ひとり親家庭等への支援

現状と課題

ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないこととなるため、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な問題を抱えるだけでなく、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。ひとり親家庭が生活に困窮することは、子どもの健全な成長の観点からも問題であり、ひとり親家庭の親が生活の安定を図りながら、子どもの健全な成長を確保することができるよう、自立を進めることが重要です。

本市では、こども家庭センター内に母子・父子自立支援員を配置することで、同じセンター内の児童福祉や母子保健の担当者と迅速な協力ができる体制を構築しました。児童扶養手当受給及び医療費助成の受給者数は、やや減少に転じていますが、経済的支援のみならず、ひとり親に負担や責任が集中することによる精神的な問題に対しても支援が必要です。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**ひとり親家庭に対する相談・情報提供の充実**	ひとり親家庭からの相談に対応し、それぞれのニーズに合った適切な情報提供と、関係機関との連携による多面的な支援に努めます。	こども家庭センター
2	**ひとり親家庭に対する生活支援**	ひとり親家庭に対し、通学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なときに利用できる生活支援の情報提供に努めます。 また、緊急時には、母子生活支援施設入所等支援事業による受け入れを行います。	こども家庭センター
3	**ひとり親家庭に対する経済的支援**	ひとり親家庭の生活安定のため、児童扶養手当の支給や医療費助成などにより、経済的負担の軽減を図ります。 また、養育費の確保につながるよう相談支援等の充実に取り組みます。	子育て支援課 こども家庭センター
4	**ひとり親家庭等に対する就労支援**	母子・父子自立支援員が、一人ひとりの自立に向けた支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携しながら、相談者の希望や適性に応じた就職活動を支援します。 また、佐賀県ひとり親サポートセンターが行う就労支援事業の情報提供に努めます。	こども家庭センター 子育て支援課

３　社会全体で子どもと子育てを支援する地域づくり

（１）子育てを支える地域社会の形成

現状と課題

就労する保護者が増加傾向にある中、家庭だけでなく学校や地域全体で子どもを育てる必要があります。人とふれあう機会が少なくなってきている今の子どもたちに、地域の人たちの関わりの中で基本的な生活習慣を教えていくための取り組みは重要です。

市内の保育施設では、各種地域行事に参加することで、地域の人たちとのふれあいを大切にし、「地域での子育て支援」の意識の高揚を図るとともに、高齢者や中学生等とのふれあいの場を設け、世代間の交流にも取り組んでいます。

また、学校における体験活動にも地域の協力を仰いでいるところですが、今後もさらに地域の人々と目標やビジョンを共有し、より一層地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への推進が必要です。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**地域で子育てを支える取り組みの充実**	乳幼児とその保護者及び中学生等がふれあう機会（中学校サロン等）を提供するなど異世代との交流により、社会全体で子育てを支え合う地域づくりを推進します。	子育て支援課
2	**地域行事等への参加と地域との連携強化**	保育所、幼稚園、認定こども園では、引き続き地域行事等に参加し、地域住民や高齢者との交流を通じて、子どもたちの健やかな成長を図るとともに、地域との連携を強化していきます。	子育て支援課
3	**学校と地域による環境づくりと協働活動の推進**	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校と地域が連携・協働し、子どもたちにとってより良い環境づくりの推進を図ります。 また、週末や放課後にコミュニティセンターや学校などを活用し、スポーツ、文化活動など地域の方々の参画を得て、交流活動を行う放課後子ども教室事業を促進します。	学校教育課 生涯学習課

（２）子どもの多様な居場所づくり

現状と課題

子どもが育つ環境は、年齢とともに、家庭から地域社会、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等、各種施設その他の場所へと広がっていき、子どもはその中で時間を過ごし、学習や遊び、交流など多様な体験を通じ、成長していきます。そのため、子どもの健やかな成長・発達の視点からは、年齢に応じて誰もが安心して利用できる遊び場や居場所の整備が重要になります。

市内には、国見台公園や伊万里ファミリーパークなどの公園のほか、子育て中の親子が気軽に集える場所としては、子育て支援センター「ぽっぽ」があります。また、市民図書館は本に接し、読書により心を育てることのできる居場所です。さらに、令和7年2月には、子ども第三の居場所「きらら」を設置し、課題を抱える子どもの学習や生活サポートを行っています。

今後も、公園やコミュニティセンター、図書館などの身近な施設が、すべての子どもにとって気軽に訪れることのできる遊び場や、心地よい居場所となるよう、充実させていくとともに、安全で安心して活動できる居場所を確保し、多様な体験・活動を選択できる環境を作っていく必要があります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**子どもの遊び場の充実**	市内公園の遊具の更新や既存遊具の安全点検等の実施により、子どもの安全な遊び場の充実に努めます。 また、子どもが天候に左右されず、のびのびと遊ぶことができる屋内遊び場の整備を行います。	都市政策課 子育て支援課
2	**子どもの居場所づくり**	子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進するため、児童センターや子ども第三の居場所きららなど、子どもの居場所づくりの充実を図ります。	子育て支援課 こども家庭センター
3	**小・中学校の地域開放**	地域の子どもたちが安全に遊べる場として、小・中学校での学校開放を継続していきます。	学校教育課
4	**市民図書館の充実**	子どもや保護者がさらに利用しやすくなるよう、市民図書館の設備整備を進め、事業の充実を図ります。	市民図書館
5	**放課後児童対策の充実**	保護者が就業等により、昼間家庭にいない小学生児童については、留守家庭児童クラブにより、児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。	教育総務課

（３）子どもや子ども連れにやさしい生活環境の整備

現状と課題

子どもや子育て家庭が安心して毎日の生活を送ることができるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般を子育てにやさしい環境に整備していくことが求められています。しかし、不特定多数の人が利用する公共的な施設の中にも、授乳やおむつ替えを行う場所がないなど、乳幼児連れでの利用が困難なものが少なくありません。また、歩道が整備されていないなど、子どもや妊産婦、子ども連れの人などにとって危険な箇所もたくさんあります。

そこで、このような状況を解消し、子どもたちや子育て中の家族が、気兼ねなく外出し、社会参加できるように、道路や施設の改善整備を図る必要があります。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置**	公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。	各公共施設担当課
2	**子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備**	子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。	道路河川課

（４）子どもの安全の確保

現状と課題

近年、子どもが犠牲になる事故や事件が数多く報道されるなど、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。このようななか、「こども110番の家」の設置やPTA等による防犯・交通安全パトロールなど、様々な安全対策が工夫されていますが、子どもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが、「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携を強化しつつ、常に子どもの安全を気にかけ、地域で継続的に見守っていくことが重要です。

今後の取り組み

No.	施策項目	取組内容	主な担当課
1	**子どもが安全に遊べる公園等の整備**	地域の利用者の要望等を聴きながら、安全で身近に利用できる公園や広場等の整備を推進します。	都市政策課
2	**安全な通学路の確保**	関係団体と連携し通学路点検を行い、通学路の整備を推進し、安全な通学路の確保に努めます。	道路河川課 学校教育課
3	**地域ぐるみによる交通安全指導の推進**	市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、子どもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を促進します。	防災危機管理課 学校教育課 子育て支援課
4	**地域ぐるみで見守るセーフティネットづくり**	子どもの安全や健全育成のために、PTA、自治会など、多くの団体が連携しながら、子ども見守り隊などの地域コミュニティによるセーフティネットづくりを推進し、安心して生活できる環境づくりに努めます。 また、こども110番の家の周知と定期的な見直しを図ります。	学校教育課 生涯学習課 まちづくり課
5	**子どもを取り巻く有害環境対策の充実**	性や暴力等に関する過激な情報を内容とするメディア（雑誌、ビデオ、コンピュータソフトウェア、インターネット、SNSなど）は、子どもの健全な成長の妨げとなるため、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の連携・協力のもとに、環境整備活動や啓発活動に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課 まちづくり課

第5章

子ども・子育て支援事業の推進

１　教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育･保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育･保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育･保育提供区域を設定することとされています。

前計画では、教育･保育の提供区域を「市全域」と定めました。市全域を提供区域とすることは、勤務状況に合わせた施設利用や、教育･保育の特性を踏まえた施設の選択など、利用者の細かなニーズにも対応しやすいという利点もあることから、本計画においても引き続き市全域を一つの教育･保育提供区域と設定することとします。

また、地域子ども･子育て支援事業についても、広域的に施設利用や事業展開をしていることから、引き続き市全域を一つの提供区域と設定します。

２　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育･保育について、幼稚園、保育所、認定こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保をめざします。

また、教育･保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども･子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内　容	利用できる主な施設
１号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 （保育の必要性なし）	幼稚園･認定こども園※
２号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童 （保育の必要性あり）	保育所･認定こども園･地域型保育※
３号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童 （保育の必要性あり）	

※　認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※　地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

市内には、現在、幼稚園が1施設、保育所が21施設（うち2施設は令和7年度から認定こども園に移行予定のため、19施設となる予定）、認定こども園が2施設（令和7年度からは4施設）あります。令和7年度からの総利用定員は幼稚園75人、保育所1，420人、認定こども園490人、合わせて1，985人となる予定です。

また、地域型保育事業施設として、小規模保育施設6施設のほか、事業所内保育施設が1施設あります。

前計画期間中の総利用者数は、市外の施設も含め、各年2，300～2，000人程度となっています。近年、保育需要が高まっていますが、定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もあることから、待機児童は発生していない状況です。ただし、特定の保育施設への入所希望者が多く、第一希望の施設に入所できない児童が毎年発生している状況です。

「量の見込み」と「確保方策」　（単位:人）

		令和7年度					令和8年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
		143	962	195	290	267	141	939	188	290	269
確保方策	幼稚園	75					75				
	認定こども園	106	251	27	51	55	116	277	33	60	64
	保育所		877	127	200	216		847	121	193	209
	地域型保育事業			43	47	46			43	47	46
	②合計	181	1,128	197	298	317	191	1,124	197	300	319
②－①		38	166	2	8	50	50	185	9	10	50

		令和9年度					令和10年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
		137	903	182	284	269	134	871	175	280	264
確保方策	幼稚園	75					75				
	認定こども園	116	277	33	60	64	116	277	33	60	64
	保育所		847	121	193	209		847	121	193	209
	地域型保育事業			43	47	46			43	47	46
	合計	191	1,124	197	300	319	191	1,124	197	300	319
②－①		54	221	15	16	50	57	253	22	20	55

		令和11年度				
①量の見込み		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
		133	869	169	273	260
確保方策	幼稚園	75				
	認定こども園	116	277	33	60	64
	保育所		847	121	193	209
	地域型保育事業			43	47	46
	合計	191	1,124	197	300	319
②－①		58	255	28	27	59

※（単位：人＝利用実人数）

【量の見込み】

アンケート調査の結果と近年の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

本市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、本計画期間中は前者の影響の方がやや大きくなり、保育の量は少しずつ減少していくと見込まれます。

【確保方策】

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の143人ですが、幼稚園及び認定こども園（教育部分）の総定員は171人であることから、現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の962人で、現在の保育利用定員は1，150人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の0歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の195人で、現在の地域型保育事業を含めた総利用定員が199人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の1歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7･8年度の290人で、現在の地域型保育事業を含めた総利用定員は301人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の2歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和8･9年度の269人で、現在の地域型保育事業を含めた総利用定員は320人であることから、現在の体制で対応可能です。

なお、本計画では各施設の利用定員を基に確保方策の数字を設定していますが、一定条件の範囲内で利用定員を超えた受け入れも可能であることから、引き続き、利用者の意向をくみ取りつつ、定員の弾力的運用も行いながら、待機児童ゼロを維持し、提供体制の確保を行います。

このため、少子化の影響も勘案し、施設の新規開設による確保は要しないものとしますが、令和6年度時点で存在する保育所･幼稚園が認定こども園へ移行する場合は、新規開設を認めるものとします。また、利用定員の増員（総数）による確保も行わないものとします。（本計画策定着手前（令和4年度まで）の協議分を除く。）

３　教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保

（１）認定こども園の普及にかかる基本的考え方

現在、本市内の認定こども園は2施設で、令和7年度からは4施設に増える予定です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟にこどもを受け入れることができる施設として設けられ、教育・保育の一体的提供という観点からは大きなメリットが認められる施設です。しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律に認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

（２）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る基本的考え方

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の役割は、質の高い教育・保育サービスを提供することにあり、特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することを役割とします。

本市には小規模保育事業施設と事業所内保育施設があるため、市として情報の共有など、両者の連携強化を支援していきます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担う事業として位置づけ、子育て家庭のニーズを検証しながら、必要な家庭に必要とするサービスが提供できるよう、市の責任において事業の実施体制を整備していきます。

（３）教育・保育の質の向上

市内の幼稚園、保育所、認定こども園では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修などを行うことによって、より良い教育・保育サービスに努めるとともに、園長会などにおいて、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行い、質の確保に努めています。今後も、教育・保育の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。

また、市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、本市における幼児期の教育及び小学校教育の接続のあり方を明確にし、就学前から小学校へ円滑な接続を行うことで、子どもの成長に切れ目のない支援とより良い環境づくりを進めます。

（４）教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

また、育児休業満了時（原則１歳到達時）からの特定教育・保育施設の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めるとともに、特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども･子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（１）延長保育事業

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

市内の保育所、認定こども園23施設全園で実施しています。令和5年度の実績は 652 人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」　（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込	652	645	626	607	601
②確保方策	652	645	626	607	601
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和5年度の実績を踏まえ、令和7年度の利用者数見込みを 652 人と設定し、令和8年度以降は推計子ども人口の伸び率に応じて量を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

（２）放課後児童健全育成事業（留守家庭児童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

令和6年度においては、市内30クラブの留守家庭児童クラブで実施しており、登録児童数は、低学年769人、高学年272人の計1，041人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」　（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	低学年	790	706	687	653	638
	高学年	339	329	308	302	271
	計	1,129	1,035	995	955	909
②確保方策		1,235	1,235	1,235	1,235	1,235
②－①		106	200	240	280	326

【量の見込み】

アンケート調査結果に基づき、各年度の利用者数を見込みました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の1，129人で、その後は児童数の減少に伴い、減少が見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

（３）子育て短期支援事業

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に施設において児童を預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業と、保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に施設において児童を預かる夜間養護等（トワイライトステイ）事業の２種類があります。

【現状】

本市では、県内の児童養護施設等に委託して実施しています。利用実績は、令和４年度28人日、令和5年度55人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」　（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込	105	105	105	105	105
②確保方策	105	105	105	105	105
②－①	0	0	0	0	0

※（単位：人日／年＝年間の延べ利用日数）

【量の見込み】

利用実績を参考に、2歳以上児のショートステイは、月に2人が4日間ずつ利用すると仮定して年間96人日、同じく2歳未満児は年間7人日、トワイライトステイは年間2人日として、合計105人日の利用を見込みました。

【確保方策】

現在の委託先で対応できる見込みです。

（４）地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て家庭に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。

【現状】

子育て支援センター「ぽっぽ」で、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。令和5年度の月あたり利用実績は666人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」　（単位:人日／月）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込	678	676	668	654	640
②確保方策	740	740	740	740	740
②－①	62	64	72	86	100

※（単位：人日／月＝１月あたりの延べ利用日数）

【量の見込み】

アンケート調査の結果及び実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

【確保方策】

現在の受け入れ可能枠は月平均740人日であることから、現状どおり、子育て支援センター「ぽっぽ」で対応できる見込みです。

（５）一時預かり事業（幼稚園等における在園児対象型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園等の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

【現状】

市内の幼稚園、認定こども園の在園児を対象とし、預かり保育として実施しています。2号認定で幼稚園を利用している子どもはおらず、実質1号認定の利用者のみで、令和5年度の利用実績は221人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」　（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込	221	219	212	206	204
②確保方策	221	219	212	206	204
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和5年度の実績を踏まえ、令和7年度の利用者数見込みを221人日と設定し、令和8年度以降は推計子ども人口の伸び率に応じて量を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

（６）一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の保育所、認定こども園23園のほか、子育て支援センター「ぽっぽ」でも実施しています。令和5年度の利用実績は100人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」　（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込	100	99	96	93	92
②確保方策	100	99	96	93	92
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和5年度の実績を踏まえ、令和7年度の利用者数見込みを100人日と設定し、令和8年度以降は推計子ども人口の伸び率に応じて量を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

（７）病児・病後児保育事業

子どもが病気の際、または病気の回復期にある場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

本市では、病気回復期の児童をかかえる保護者を支援するために、「病後児保育室すこやか」を開所しています。また、武雄市との協定により、武雄市病児・病後児保育施設「テトテ」を利用することも可能です。

令和5年度の利用実績は、全体46人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」　（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込	98	98	98	98	98
②確保方策	482	482	482	482	482
②－①	384	384	384	384	384

【量の見込み】

アンケート調査での利用意向を勘案し、市内での病児保育事業の実施も視野に入れ、令和5年度の実績とアンケート調査の結果をもとに事業量を見込みました。

【確保方策】

現在の受け入れ可能枠は年482人日（2人×241日）で、十分に対応可能です。

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児から小学生までの子どものいる家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状】

ここでの事業は、ファミリー・サポート・センター事業のうち、小学生の放課後の預かりを対象としたものです。令和5年度の利用実績は、16人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」　（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込	16	16	16	16	16
②確保方策	16	16	16	16	16
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査の結果からは、ニーズは認められませんでした。

令和5年度の利用実績を踏まえ、毎年度16人日と設定しました。

【確保方策】

現在の体制で十分に対応可能です。

（９）利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

本市では、子育て支援課の相談窓口において、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握するとともに、子育て支援に関する情報の提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行っています（基本型）。

また、伊万里市こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない相談・支援を実施するためのワンストップ拠点とし、子育て支援の情報提供や相談対応等を行っています（こども家庭センター型）。

「量の見込み」と「確保方策」　（単位：か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
計	2	2	2	2	2

【量の見込みと提供体制】

現状どおり、子育て支援課の相談窓口とこども家庭センターで実施します。

（１０）妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を公費負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診票を交付しています。

令和5年度の実績は、のべ対象者数（妊娠届出数×1人あたり受診票交付枚数）4，704人に対し、のべ受診者数4，103人、受診率87．2%となっています。

「量の見込み」　（単位：人回／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	4,564	4,480	4,368	4,270	4,144

※（単位：人回／年＝年間の延べ利用回数）

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値に、1人あたりの最大健診回数14回を乗じて量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

（１１）乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

令和5年度の訪問実績は317人となっています。

「量の見込み」　（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	326	320	312	305	296

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、保健師・母子保健推進員による全対象家庭の訪問を行います。

（１２）妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する事業です。

【現状】

妊娠届出時及び出産後は、すべての妊婦・産婦と面談し、様々な不安や悩みを聞き、必要な支援へつなげています。また妊娠8か月を迎える全ての妊婦に対してアンケートを送付し、相談や情報提供を行っています。

「量の見込み」　（単位：人回／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	978	960	936	915	888

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値に面談回数3回を乗じて見込みました。

【提供体制】

妊婦等に対して、妊娠届出時から出産後の適切な時期に情報発信や面談を行います。

（１３）産後ケア事業

令和6年のこども・子育て支援法改正に伴い地域こども・子育て支援事業に位置付けられた事業で、産後1年未満の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

【現状】

産婦人科に委託し、日帰りデイサービスと、宿泊型の育児サポートを提供します。

「量の見込み」　（単位：人回／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	6	10	10	10	10

【量の見込み】

産後に産科医療機関で受ける産婦健康診査の受診結果から、支援が必要な産婦を把握し量を見込みました。

【提供体制】

産婦人科等に委託し、日帰りデイサービスと、宿泊型の育児サポートを提供し、産後の母子が安心して子育てできるよう支援します。

（１４）養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して専門的相談支援を行う事業です（これまでの育児・家事援助は、令和4年児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました。）。

【現状】

乳児家庭訪問事業や関係機関からの情報等により把握した、養育を支援することが必要と認められる家庭に、保健師等が訪問し、安定した養育ができるよう相談や助言等継続的な支援を行っています。

令和5年度の実績は、207人日となっています。

「量の見込み」　（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	226	200	195	190	185

【量の見込み】

前計画期間中の実績を踏まえ、計画期間中の推計児童人口を勘案しながら、量の見込みを設定しました。

【提供体制】

乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

（１５）子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

令和4年の児童福祉法改正に伴い令和6年度に新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行う事業です。

【現状】

令和4年の児童福祉法改正前の養育支援訪問事業（育児・家事援助）の対象を拡大し、子育て世帯の支援を行います。

「量の見込み」　（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	128	128	128	128	128

【量の見込み】

2世帯に対して、それぞれ64回の訪問を行うものとして量を見込みました。

【提供体制】

委託により事業を実施します。

（１６）児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

令和4年の児童福祉法改正に伴い令和6年度に新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行う事業です。

【現状】

令和6年度に子ども第三の居場所きららを開設し、事業を行っています。

「量の見込み」　（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

【量の見込み】

1日の利用者を10人とし、年間240日間の開所を想定し、量を見込みました。

【提供体制】

指定管理者による運営を行います。

（１７）親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

令和4年の児童福祉法改正に伴い令和6年度に新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

「量の見込み」　（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込	1	1	1	1	1

【量の見込み】

県に同様の事業があるため、需要量の把握に努めながら、実施を検討します。

【提供体制】

委託による実施を検討します。

（１８）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子どものための教育・保育給付を受けていない（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度は子ども・子育て支援法の地域こども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

「量の見込み」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用人数（人）	0	136	133	130	127
量の見込（時間/月）	0	1,360	1,330	1,300	1,270

【量の見込み】

利用人数は、未就園児童数の推計値、量の見込みは利用人数に1人あたり利用時間月10時間を乗じて見込みました。

【提供体制】

令和8年度から市内施設にて受入れができるよう、体制整備を進めます。

第 6 章

計画実現のために

１　計画の推進体制

本計画に位置付けた施策・事業や取り組みは、子どもの発達段階などに適切に応じるため、子ども・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。庁内の関係部局との連携により、施策の進捗状況等を共有し、切れ目のない横断的な対応ができるよう体制を整えます。

また、専門性の高い施策及び複数の市町にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する「佐賀県こども計画」やその他の方針等を踏まえ、必要に応じて県の協力を得ながら推進を図っていきます。

一方で、子育てについては、まずは家庭が中心となるべきであり、子育て支援として行政のできることには自ずから制約があります。それぞれの保護者に「子育ての基本は家庭である」という認識を高めてもらうとともに、子育てにおける保護者の負担をまわりが理解し、行政だけでなく、家族や地域がサポートするといった、家庭や地域の取り組みを含めた子育て支援をまちぐるみで展開する必要があります。市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、市ホームページ等で本計画を公表し、市民への周知徹底を図るとともに、各種行事や日々の行政活動など、あらゆる手段や機会を利用して、子育て支援に取り組む市民や地域の気運を高めていきます。

２　計画の進捗管理

本計画については、市子育て支援課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「伊万里市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況は、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画の記載内容について、特に第５章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

1　伊万里市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日
条例第20号

（設置）

第1条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、伊万里市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（令5条例11・一部改正）

（所掌事務）

第2条　子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（令5条例11・一部改正）

（組織）

第3条　子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）子どもの保護者

（2）事業主を代表する者

（3）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（4）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条　会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の議事に関係のある者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条　子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

（令元条例42・一部改正）

（委任）

第9条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2　伊万里市報酬及び費用弁償条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和元年12月20日条例第42号）抄

（施行期日）

1　この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附　則（令和5年3月31日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2　計画策定の経緯

期日	内容
令和5年10月19日	令和5年度　第1回子ども・子育て会議 （1）第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況について （2）第3期子ども・子育て支援事業計画について
令和6年1月25日	第1回ワーキンググループ （1）第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について （2）アンケート調査について
令和6年1月31日	第1回策定委員会 （1）第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について （2）アンケート調査について
令和6年2月8日	令和5年度　第2回子ども・子育て会議 （1）第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について （2）アンケート調査票案について
令和6年2月26日から 令和6年3月15日まで	子ども・子育て支援に関するアンケート調査及び 子どもの生活状況調査の実施
令和6年8月30日	第2回ワーキンググループ （1）第2期子ども・子育て支援事業計画の評価について （2）ニーズ調査の調査報告書について （3）事業量の見込みについて
令和6年9月19日	第2回策定委員会 （1）第2期子ども・子育て支援事業計画の評価について （2）ニーズ調査の調査報告書について （3）事業量の見込みについて （4）第3期子ども・子育て支援事業計画の構成について
令和6年10月17日	令和6年度　第1回子ども・子育て会議 （1）第2期子ども・子育て支援事業計画の評価について （2）ニーズ調査の調査報告書について （3）事業量の見込みについて （4）第3期子ども・子育て支援事業計画の構成について

期日	内容
令和6年12月9日	第3回ワーキンググループ （1）第3期子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和6年12月20日	第3回策定委員会 （1）第3期子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年1月15日	令和6年度　第2回子ども・子育て会議 （1）第3期子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年1月27日から 令和7年2月20日まで	パブリックコメントの実施 ・計画案を公表し、市民からの意見を募集 ・提出意見なし
令和7年3月	計画案の内容について県との協議
令和7年3月31日	第3期伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定

3　伊万里市子ども・子育て会議委員名簿

	区分		所属･役職	氏名	役職
1	子どもの保護者	保育園保護者	牧島保育園 保護者委員　代表	大古場　亮太	
2		認定こども園保護者	伊万里幼稚園 保護者会　会長	森永　一紀	
3		幼稚園保護者	伊万里カトリック幼稚園 父母の会　副会長	下﨑　一平	副会長
4		小学校保護者	伊万里市小中学校連合 PTA　会長	馬場　將嘉	
5		子育てサークル関係	ママ部活　アクティ部 代表	松尾　亜紀	
6	子ども・子育て支援関係従事者	保育園従事者	伊万里市保育会 副会長	西　靖幸	会長
7		認定こども園従事者	伊万里幼稚園 園長	出雲　令子	
8		幼稚園従事者	伊万里カトリック幼稚園 副主任	多久島　瑠美	
9		地域型保育事業所従事者	双葉園　副園長	前田　詩織	
10		校長会	伊万里市学校長会 会長	坂本　和人	
11		留守家庭児童クラブ従事者	シダックス 大新東ヒューマンサービス株式会社 統括責任者	力武　優子	
12	事業所	企業関係者	伊万里信用金庫 常務理事	谷口　周作	
13	その他	地域関係者	伊万里市民生委員･児童委員協議会　会長	清水　正彰	
14		医療機関関係者	伊万里･有田地区医師会 理事	伊東　雅樹	
15		母子保健関係者	伊万里市母子保健推進員会　代表	松尾　美津子	

4　伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

職名		役職	氏名
委 員 長		健康福祉部長	木寺　克郎
副委員長		教育部長	梶原　貴英
委　員	（健康福祉部）	こども家庭センター長	松尾　利矢
		子育て支援課長	山口　聡
	（教育委員会）	教育総務課長	松本　公貴
		学校教育課長	杉原　世紀

5　伊万里市子ども･子育て支援事業計画策定委員会ワーキンググループ員名簿

所属	役職	氏名
こども家庭センター	母子保健係長	城島　ゆかり
	こども家庭相談係長	畑島　博美
子育て支援課	子育て支援係長	古賀　静香
	保育係長	松尾　美由紀
	子育て支援センター ぽっぽセンター長	山口　弥生
保育園	主任保育士	福本　アヤ
教育総務課	留守家庭児童クラブ係長	乾　裕美
学校教育課	指導主事	井上　勉

第３期 伊万里市子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

発　　行　　佐賀県伊万里市
企画・編集　　伊万里市子育て支援課

〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町 1355 番地 1
TEL　0955-23-2174
FAX　0955-22-7650

IMARI City